

Title	EU支払サービス指令とドイツ法：多様な支払手段の統一ルール創出の試みとその意義
Author(s)	平田, 健治
Citation	阪大法学. 61(2) P.1-P.112
Issue Date	2011-07-31
Text Version	publisher
URL	https://doi.org/10.18910/55345
DOI	10.18910/55345
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

EU支払サービス指令とドイツ法

——多様な支払手段の統一ルール創出の試みとその意義——

平 田 健 治

はじめに

日本では、周知のように、資金決済⁽¹⁾の施行により、銀行業務の一部であった資金移動が限定的ながら、銀行以外の事業者に開放された⁽²⁾。この動きは、世界的傾向に対処したものであり、業務内容に対応した規律をほどこすものである。本稿が対象とする、欧州連合の支払サービス指令とその民法部分の国内法化であるドイツ民法の支払サービスの副編も、そのような流れに位置づけられる。もっとも、本指令は、支払サービスという概念を通じて包括的な規律を意図するものであり、多様な支払方法それぞれの特性に応じた規律と一般的ルールの交錯などの観点からも興味深いものであり、日本法との比較では、より包括的かつ詳細な規律として、将来的に示唆を与えるものである。

欧州連合は、多様な支払手段（振込、電子マネー、電子支払）について、多様な立法手段（規則、指令、勧告）を通じて、域内におけるその統一を漸進的に試みてきた。さらに、欧州連合では、二〇〇七年に支払サービス指令³⁾が成立し、加盟国は二〇〇九年一月月末までに国内法化するよう迫られた。本指令でいう支払処理（支払過程）（payment transaction）は支払人と受取人との原因関係に依存しないものと定義されており（指令四条五号、ド民六七五f条三項）、以下では、通常は原因関係の消滅と関連づけられる「決済」ではなく、「支払」というニュートラルな表現を用いる。立法の趣旨は、より一層の欧州連合域内での支払・決済の円滑化である。一九九七年の振込指令が、域内加盟国間での口座振込に限定されていたのに対し、国内取引も含め、さらに、現金や小切手などの例外はあるものの、支払取引一般に適用対象が拡大された。適用範囲については、利用者が消費者ではない場合には、取引条件や情報提供義務を扱う指令第三編と支払サービスに関わる権利義務を扱う第四編の一部について、当事者の異なる合意を許容し、消費者である場合には、一部を強行規定としている（前加理由二〇、指令三〇条一項、五一条一項）。また、支払サービス提供者（payment service provider）の類型に、従来の信用機関（credit institution）や電子マネー機関（electronic money institution）などに加え、支払機関（payment institution）を創設し、それぞれの業務の内容・リスクに応じた規制・義務を定立した。なお、本指令は、近時の立法傾向に従い、加盟国が国内法化の際に裁量の余地を認めない完全調和を旨とするが、個別の点では若干の例外を認めるので完全調和の理想は完全には実現されていない。

ドイツにおける国内法化⁽⁴⁾

民法典の第一二章のタイトルが、「委任と事務処理契約」から、「委任、事務処理契約、支払サービス」と変更され、その下で、委任、事務処理契約、支払サービスの各副編が続く。この最後の副編（以下、本副編）が従来の「振込契約」「支払契約」「ジロー契約」を置き換える。

支払サービス契約

支払サービスを目的とする契約は「支払サービス契約」（ド民六七五f条）と定義され、事務処理契約の一種であり、委任の規定が一部準用される。また、本副編は電子マネーの発行・利用に関する契約にも適用される。支払サービス提供者が支払サービス利用者に対して負う情報提供義務の内容は、民法施行法二四八条一項から一六項⁽⁵⁾に定められる。支払サービス契約は、単発的な単一支払処理（single payment transaction）と継続的な支払サービス枠契約（framework contract）に分けられ、情報提供義務の内容も、この二つの類型の特質に応じて、後者についてはより詳細に規定される⁽⁶⁾。従来のジロー口座契約等は、後者に位置づけられる。枠契約は、他の契約の一部であったり、他の契約と関連することができる。枠契約の変更と終了については、指令四四条、四五条がそれぞれ定める。

支払処理

支払処理（payment transaction）は、一定金額の供給、送付、引出（指令四四五号、ド民六七五f条三項一文）である。支払処理は、支払人による、事前の同意または（事前の合意を前提とする）事後の同意により権限付与さ

れ (authorised)、有効となる (ド民六七五 j 条一項一文)。事後の同意の例として、従前の取立授權手続 (EEV) がある。同意は支払サービス提供者への到達後は原則として撤回できない (指令六六条、ド民六七五 j 条二項)。同意が支払 (認証) 手段を用いてなされる場合には、その利用上限額を合意できる (ド民六七五 k 条)。これは、無権限な第三者による支払 (認証) 手段の濫用に対する対策の可能性を提供する。支払手段 (payment instrument) (ド民では支払認証手段) とは、支払委託を開始させるデバイスかつ/もしくは手続 (指令四条二三号) であり、具体例として、デバイス利用の場合として、デビットカードを P I N とともに使う場合、クレジットカードを署名もしくは P I N とともに使う場合、手続の場合として、オンラインバンキングでパスワードを用いる場合、テレフォンバンキングでパスワードを用いる場合が挙げられる。現金や小切手のような、いわゆる支払手段とは区別される。クレジットカードの利用、振込、振替のような支払手続そのものは、ここでいう支払認証手続ではない。また、電子振替手続で、支払カードから口座データのみが読み取られ、取立授權振替が作成される場合は、支払委託がないので、ここでのカードは支払認証手続ではない。

支払人の義務

支払人は、支払認証手段の受領後は、個人化された安全特徴を安全に保管する義務を負い、その遺失、盗難、濫用等を知った後は遅滞なく、支払サービス提供者に報告せねばならない (指令五六条、ド民六七五 i 条)。個人化された安全特徴は、具体的には、暗証番号、パスワードなどの権限付与を可能にする諸メルクマールである。支払人が安全特徴を安全に保管しなかったために認証手段の濫用が生じ、提供者に損害が生じた場合には、一定限度での、支払人の支払サービス提供者に対する賠償責任を生じさせる (ド民六七五 v 条一項)。但し、支払人に故意もしくは

重過失がある場合には、賠償責任の範囲は制約されない（ド民六七五 v 条二項）。

サービス提供者の義務 — 認証手段の安全確保 —

他方、提供者側は支払認証手段の危殆化等の場合に、当該手段の使用を不可能にさせることを合意できる（ド民六七五 k 条二項）。使用を不可能にさせる場合には、その理由を示さねばならない。理由がもはや存在しなくなった場合には、再使用可能にするか、新しい認証手段と取り替える義務を負う。また、提供者は、認証手段がその利用権限者のみに使用できるよう確保せねばならない（ド民六七五 m 条）。また、利用者が遺失等の報告をいつでもできるように確保せねばならない。原則として、利用者の求めがないかぎり、認証手段を送付してはならない。

支払委託

支払委託 (payment order)（定義は、指令四条一六号、ド民六七五 f 条三項二文）は、それが支払人の支払サービス提供者に到達したときに有効となる（ド民六七五 n 条）。振込や資金移動のように、支払人により発動する場合と、振替やクレジットカード支払のように、受取人からもしくは受取人を介して間接的に発動される場合がある。法案説明は前者を「押し (push)」支払、後者を「引っぱり (pull)」支払と呼ぶ。後者において、受取人から発動される場合とは、振替の場合が該当し、受取人を介して発動される場合とは、カード支払の場合が該当する。カード支払の場合には、支払委託は支払人のサービスの提供者に、受領者とその支払サービス提供者を介して伝達されるからである。この区別は、支払の実行期限（ド民六七五 s 条）や責任（ド民六七五 x 条、六七五 y 条）についての異別処理に反映される。なお、取立授權は支払委託ではない。

支払委託、支払権限付与の同意、支払処理発動が区別される⁽⁸⁾。支払委託は、一定の支払処理 (payment transaction) もしくは継続委託のように複数の支払処理が実行されることを内容とする、利用者から自己の提供者への法的な表示であり、通常は、枠契約の中での提供者に対する指図である。これは、支払処理に対する同意を意味する支払処理の権限付与とは異なる。支払委託は、権限付与を含んではいるが、(時には一定の要件の下での) 支払処理の実行指図をも含んでいる。支払処理の発動とは以下の点で区別される。すなわち、支払委託が含む指図は、支払を直ちに実行する点に向けられている場合もあるが、必ずしもそうではない。すなわち、その実行をさらなる別の諸要件、例えば、支払処理を発動させる、支払人もしくは受領者の表示に、依存させることもできる。支払委託はしばしば支払処理の導入と結びつくが、SEPA振替のように、必ずしもそうではなく、逆に、支払処理の導入は支払委託としばしば結びつくが、取立授權手続のように、常にそうであるわけではない。

撤回可能性は、支払委託の種類に応じて異なって規律される(『民法六七五p条』)。原則は、支払委託の支払サービス提供者への到達時から撤回不可となる(同条一項)。「引っぱり」支払の場合には、一方では原則よりも受領者への送付というさらに早い時期が基準となり(同条二項一文)、他方では、振替の場合には、満期日の前の営業日の終了という、原則よりも遅い基準時が適用される(同条二項二文)。利用者と提供者の間で合意があれば、その日の前の終了まで撤回できる(同条三項)。サービス提供者相互間では、そのシステムで定められた時点から撤回不可が生ずる(同条五項)。支払人の支払サービス提供者並びに支払に関与するすべての介入組織は、支払の対象である額(支払額)を、控除せずにそのまま、受取人のサービス提供者に送付する義務を負う(『民法六七五p条』)。

単一識別子

関与している支払サービス提供者は、支払をもっぱら支払サービス利用者によって提示された単一識別子 (unique identifier (指令四条二一号)) により実行する権限を有する (ド民六七五一条)。顧客標識 (ド民の用語) とは、支払サービス提供者から支払サービス利用者に対して通知され、支払に関与する他の支払サービス利用者もしくはその支払口座が疑いなく確認されるために、支払サービス利用者が記載する必要のある、文字、数字、シンボルからなる一連のものである。支払委託がこの標識に一致して実行された場合、支払委託は、標識により示された受取人に関して正当に実行されたものとみなされる。したがって、それ以外の情報、例えば、口座番号や受取人名をチェックする必要はなく、仮に支払人がそのような付随情報を記載したとしても、関与するサービス提供者はその情報を標識の誤記を認識するために利用する必要はない (指令七四三条三項)。これは、支払サービスを指令が要求する短期の実行期間内に処理するためには、完全に自動機械処理が必要だからである。

もっとも、支払人によって示された顧客標識が、支払サービス提供者にとって、明らかに、支払受取人もしくは支払口座に関連づけえない場合には、提供者は、遅滞なく支払人にこの点を通知し、必要な場合には支払額を返還する義務を負う (ド民同条三項)。

サービス提供者の義務 — 支払処理の実行期限 —

支払人の支払サービス提供者は、「支払額」が、遅くとも、支払委託の到達時に続く営業日 (business day) の終了までに受取人の支払サービス提供者に届くよう確保する義務を負う (指令六四一条一、六九一条一、ド民六七五一条一)。これは、振込指令六一条一項が指図受領の翌日から起算して五営業日以内に受取人の銀行口座への入金

記帳を要請していたことと比べると、大幅な処理時間の短縮である。「支払受取人からもしくは支払受取人を介して」依頼される支払では、支払受取人の支払サービス提供者は、「支払委託」を支払人の支払サービス提供者に、受取人とその提供者の間で「合意」された期限内に送付する義務を負う（指令六九条三項、ド民六七五s条二項）。すなわち、ド民同条一項では金銭の流れが、誰が発動したかを問わずに規律され、二項では、指図を転送する流れが問題とされている。すなわち、受取人から発動される場合には、二項の流れの後に、一項の流れにつながり、それぞれの期限が問題となる。受取人の支払サービス提供者は、支払額が自己の口座に届いた後には、遅滞なくその額を受取人の処分可能とさせ（貸方記入）、利息が付されるようにする義務を負う（指令六九条二項、七三条一項、ド民六七五t条）。

サービス提供者の義務 — 無権限支払 —

権限付与されない支払の場合には、支払人の支払サービス提供者は、支払人に対して、自己の費用償還請求権を有しない。提供者は、支払人に対し、支払額を遅滞なく償還し（指令六〇条一項）、当該額が支払口座に借方記入されていた場合には、この支払口座を、権限付与のない支払による借方記入がなければ存したであろう状態に原状回復させねばならない（ド民六七五u条）。

支払人の義務 — 認証手段の遺失あるいは盗難 —

権限付与されていない支払が、遺失もしくは盗難による支払認証手段の利用にもとづく場合、支払サービス提供者は、支払サービス利用者からこれにより生じた損害の賠償を「一五〇ユーロの限度で」請求できる。損害が、「そ

他の、支払認証手段の濫用的利用」の結果として生じ、かつ支払人が個人化された安全特徴を安全に保管していなかった場合にも同様である。支払人は、さらに、支払人が詐欺的意図で当該支払を可能にさせた場合または故意もしくは重過失で支払権限付与手段の安全な保管義務（指令五六条）等に反した場合には、支払サービス提供者に対して、権限付与されない支払により生じた損害の「すべての」賠償義務を負う（指令六一一条二項）。ただし、支払人は、遺失等の「通知の後に」支払認証手段が利用されたことから生ずる損害の賠償義務を負わない（指令六一一条四項、ド民六七五 v 条三項）。以上の仕組みにより、支払人に、責任額に上限があるとはいえず、無過失責任が生ずる遺失もしくは盗難を回避し、また生じたとしてもできるだけ早く通知するインセンティブを与えることが期待されている（指令前加理由三二）。なお、「その他の、支払認証手段の濫用的利用」の表現は、安全特徴が有体物ではなく、遺失や盗難を語りえないため、用いられている。カードの表面に記載されている情報の濫用は、それが認証手段でも安全特徴でもないもので、ここには含まれない。カードや署名の偽造も含まれない。

権限付与が争われる場合 — 立証責任 —

実行された支払の権限付与が争われる場合、支払サービス提供者は、認証（authentication）（指令四一条一九号）がなされ、支払が規則通りに記入、記帳され、障害によって妨げられなかったことを立証せねばならない（指令五九一条一項）。支払サービス提供者が、特定の支払認証手段並びに個人化された安全特徴の利用を手段により検証した場合には、認証がなされている（ド民六七五 w 条）。支払が支払認証手段により発動された場合、支払認証手段の利用並びに支払サービス提供者による認証の記録だけでは、支払人の主観的態様が問題となる場合の立証のためには必ずしも十分ではない。この場合には、個々の事案の事実関係が自由心証主義の下で判断される。

包括的に権限付与した場合の救済 — 再貸方記入 —

ホテルの予約や車のレンタルの際に、正確な額を確認しないで、カードによる決済を依頼する場合がある。このように、支払人が事前に同意し、支払処理の実行は受領者に委ねられ、自ら決定し得ないことから支払人に生じるリスクを一定の範囲で考慮するのが、ここでの救済である（ド民六七五x条一項）。権限付与されたことを前提とする場合だから、カード支払、引落委託、SEPA振替が含まれ、取立授權を含まない。

実行の瑕疵 — 支払人からの発動 —

支払が支払人から発動された場合、支払人は、支払委託の実行がなされないか瑕疵ある場合で、しかし支払人から資金は流出している場合、自己の支払サービス提供者から、支払額の遅滞なくかつ控除されない償還を請求できる。当該額が支払人の支払口座に借方記入されている場合には、この支払口座は、瑕疵ある支払がなければ存したであろう状態に原状回復されねばならない（前加理由四六、指令七五条、ド民六七五y条一項一文、二文…無過失責任）。上記の場合に該当するのは、支払額の一部控除、実行の遅延、誤った受取人への入金、実行が一度も試みられないこと、支払額の完全な喪失などである。支払額から、不当に対価が控除された場合には、支払人の支払サービス提供者は、控除された額を、受取人に遅滞なく送付せねばならない（指令六七条三項一文、ド民六七五y条一項三文）。これは、支払人は通常、支払の動機として原因関係の決済を目的としており、控除された額を自ら受け取るよりも、受取人が不足額を直ちに受け取る方が都合がよいと考えられることを考慮している。ただし、免責の可能性は、不可抗力の場合（指令七八条、ド民六七六c条）と、受領者のサービス提供者が資金を既に受領していることを立証した場合（指令七五条一項但書、ド民六七五y条一項四文）に許される。後者の場合には、受取人が予

定より遅く受け取ったことによる不利益の規律は、指令にはなく、通常の過失責任の枠組みで請求可能である。さらに、正しい実行がなされていないことについての通知を支払人が著しく遅延した場合（指令五八条）、支払人による単一識別子の記載の不正確さに起因する場合（指令七四条二項）も免責される。

実行の瑕疵 — 受領者からの発動 —

支払処理が、受取人からもしくは受取人を介して発動した場合には、受取人のサービス提供者は、支払委託の正確な伝達に責を負う（指令七五条二項）。受取人は、支払委託の実行がなされないか瑕疵ある場合に、受取人のサービス提供者がこの「支払委託」を遅滞なく、必要ならば新たに、支払人のサービス提供者に送付することを請求できる。受取人のサービス提供者が、自己が、受取人に対して支払処理の実行に際して負う義務を履行していることを立証した場合には、支払人の提供者は、支払人に対して、必要ならば遅滞なく控除されていない支払額を、償還せねばならない（下民六七五 V 条二項）。

責任負担者

支払サービス提供者の責任の原因が、別の提供者のもしくは中間介入組織の責任領域にある場合には、提供者は、利用者の請求権の履行により自己に生じた損害の賠償を、別の提供者もしくは中間介入組織に求償することができる（指令七七条、下民六七六 a 条）。本指令は、サービス提供者と利用者間の規律が中心であるが、責任のない提供者が責任のある関係者に求償しようという規律を置くことで相互信頼を確保することが必要と考えられたことによる（前加理由四七）。この求償権は、過失責任ではなく、また当事者間に契約関係があることを前提としない。本

指令による救済を超える付加的損害については、利用者とサービス提供者の間の契約により適用される法に従い判断される（指令七六条）。

ドイツ法の文脈における評価と問題点⁽⁹⁾

契約法との関連での意義

今後は、振込のみではなく、重要な支払手段はすべてこの指令によって規律されること、しかし、規律は個々の支払手段ごとに分化しているわけではなく、支払処理の各段階ごとにすべての支払手段について共通ルールが設定されている。振込、振替、カード支払（クレジットカード、デビットカード）という三つの重要な手段が一般的に把握されたが、歴史的に、機能的に、リスク上、それぞれ異なる手段相互の事情をどう考慮するかの問題が生ずる。また、指令のルールは、明示黙示に特定の支払手段との関連を有する。これらの事情が、全体としての見通しを困難にさせている⁽¹⁰⁾。しかし、この事情は、消費者契約と商事契約、交換契約と長期契約、交渉済み契約と約款契約など、総則自体が分化拡大していく将来の法モデルたりうる。また、この指令とその国内法化の民法への編入により、消費者契約法的に刻印されてきたヨーロッパ契約法は、企業法的観点、すなわち商事法と銀行法の観点により拡張された。

完全調和原則によって、個々のルールの解釈や未規律の部分の解釈は、欧州司法裁判所の最終決定に依存する。しかし、一般条項や合意による変更可能性は、この調和を幻想としかねない。

従来の法状況との対比

振込については、振込指令による変更以前の状態に戻った。すなわち、以前の委任法モデル⁽¹⁾に戻り、契約の三分類⁽²⁾（振込契約、支払契約、ジロー契約）はもはや用いられない点は、ドグマ上の明確さを回復させたものとして評価できる。枠契約は従来のジロー契約に対応する。また、振込委託は、もはや契約ではなく、一方的指図権として理解される。

振替については、初めて法定の枠組ルールが導入されることになる。振替では、権限付与が事後的にも可能なこと、支払が完全に処理されたあとでも異議が可能なことに特徴がある。支払人のサービスの提供者に権限付与が到達してからは、振込手続ルールとほとんど変わらなくなるが、それでも、手続発動主体と撤回可能性の点で異なる。

カード支払についても、初めて法定ルールが存在することになる。ここでは、特に濫用ルールが重要である。カードには、ATMによる現金の払出、ec/Maestro-Karte、girocardなどによる即時振替、クレジットカードによる信用付与がある。

それ以外に、電子マネー（カードに格納されたものとネットサーバーに格納されたものがある）、口座を介さない資金移動が、指令の範囲に含まれる。

従来の振替手続との関係⁽³⁾

ドイツ法では、従来、振替の機能をもつものとして、取立授權手続（EEV）と引落委託手続（AAV）があったが、EEVは一九六九年の金融機関相互の協定によって普及した。また、連邦裁判所による法的位置づけもなされた。前者が普及していた状況であったが、これらが、今回の指令の規律枠組に対応するかどうか、が問題とな

る。さらに、欧州の主要な銀行が参加する欧州支払委員会（EPC⁽¹⁴⁾）が進めるSEPAプロジェクト、具体的には業者間の相互協定としての共通ルール策定⁽¹⁵⁾における一つの具体化としての、振替ルールブック（Direct Debit Scheme Rulebook）によるルールと、既存の二つの振替方式の関係も問題となる。

一方では、SEPA振替手続が従来のEEVを排除するという意見があり、他方では、従来のEEVは国内支払については適切であり、SEPA振替手続は、選択肢の一つにすぎないとみる意見がある。その背景には、信用機関における手続転換のコスト、対価取得の可能性や顧客にとってのコスト上昇などの変化がある。

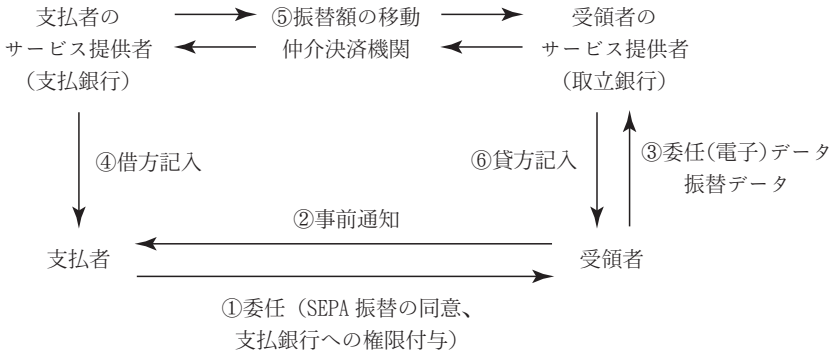
EEV手続について、判例通説は、支払義務者と債務者銀行の補償関係において、債務者銀行が支払義務者に対して費用償還請求権を根拠づけるためには、支払義務者によるEEV実行についての、事務処理法上の追認を必要とする。すなわち、支払義務者の側の、債務者銀行による振替実行の事後的権限付与が必要である。

指令には、多くの場合、個々の支払手段に特化されたルールは存在しない。したがって、加盟国は、国内法化にあたり、個々の支払手段ごとに、指令の一般規定を分節化せねばならない。

権限付与についてはいえば、指令は五四条一項に規定を置く。ドイツ民法は、六七五一条一項で、事前の同意、事後の追認についての規定を置く。前者は、事務処理法上の指図であり、後者は、事務処理法上の追認である。後者の場合は、当事者の事前の合意を必要とするが、これが約款もしくはひな形で十分かが問題となる。しかし、長く、判例と実務は、約款による処理を承認してきており、改正後も、予めの合意により、権限付与は、事後的に、遅くとも、一定期間（年次計算書受領後六ヶ月）の経過後に生ずる推定によりなされることになる。

以上により、改正後も、EEV振替は存続しうる。

EU 支払サービス指令とドイツ法



(図の番号は、処理の順番を示す。)

SEPA 振替手続の概要

SEPA 振替手続では、支払受領者は、申請により、加盟国中央銀行から特定番号を取得する必要がある。SEPA 振替は、支払義務者が支払受領者に対して通知する委任に由来する。それは、一方では、支払義務者は、現金を用いず、SEPA 振替手続による履行について、受領者が自己の口座からの SEPA 手続による振替に同意する。他方で、この委任は、支払銀行に、取立銀行によって提示される振替額を、受領者に発する指図に従い、自己の口座に借方記入することを承認する。以上の点で、SEPA では、取立授權 (EEV) と異なり、引落委託 (AAV) と同様に、支払義務者の支払銀行への一般的指図を基礎に、額として確定された振替実行のための、具体化された個別指図は、支払受領者によって実行される。いいかえると、受領者は、支払銀行の一般的権限付与を個々の提出される振替委託によってその都度具体化させる権限を支払義務者によって与えられる。いわゆる継起振替では、受領者は、額についても自ら決定するため、もはや単なる表示使者ではない。

この委任は、支払義務者の自筆署名による紙による書面が必要であり、選択的に電子方式も可能である。

さらに、支払義務者に対して受領者が振替についてその額と借方記入

予定日を支払日の遅くとも一四日前に事前通知する。

委任が紙の場合には、受領者は、振込依頼の提示前に、その委任を電子データ化し、かつ紙の委任を保管する必要がある。この、電子データ化は、それに続く処理が完全にノンストップで手作業を介せず自動化されるために必要である。

支払受領者はこの委任データを振替実行データとともに、履行期限の一四日より早くはなく、取立銀行に提出し、この取立銀行は、仲介の決済機関（CSM）などを介して、支払義務者の銀行に送付する。

支払銀行は、満期日に義務者の口座に借方記入し、同日に、取立銀行に振替額が回付されることで、銀行間の支払調整がなされる。

SEPA振替手続が瑕疵なく処理されなかった四種類の場合には、特別の処理が規律し、標準化された処理記述と拘束的なデータ文記述がある。

ルールブックの規律は、銀行間であり、受領者と取立銀行、義務者と支払銀行、義務者と受領者、それぞれの間は、規律しない。

したがって、SEPA手続では、指令の民事規律とルールブックの規律が協働し、その背後にSEPA参加国の事務処理法が控える。

SEPA手続の委任に含まれている、支払義務者から支払銀行への権限付与表示が、支払受領者、取立銀行、仲介機関などを介して伝達される点から、法的困難が生ずる。

支払義務者から支払銀行に至る回り道の過程における中間者は、委任の内容を変更する権限はないので、表示使者と法的性質決定できるが、委任が紙媒体の場合には、支払受領者における電子データ化が介在し、委任について

原則として書面形式を要求する判例と対応しない。しかし、指令五四条二項四項、ド民六七五j一項二文が規定するように、権限付与表示の形式と手続は、支払義務者と支払銀行の間の合意が認められている。すなわち、支払サービス枠契約もしくは補償関係における特別条項において、委任に含まれる権限付与表示の本来要求される方式での到達は放棄する旨の合意が必要となる。

支払義務者が S E P A 振替手続全体から離脱する場合と個別の振替実行をやめる場合とがある。前者の場合には、支払義務者は支払銀行に対して支払サービス枠契約を解約する。後者では、対価関係において支払受領者に付与された委任のみを解消する。これによって、同意をも解消するが、指令六六条がいう撤回可能時点の制約があり、これは、一般的には、振替の実行までは撤回可能なルールを特別法として短縮している。この時点以降で撤回が可能なのは、支払義務者と支払銀行が合意し、支払受領者が同意した場合のみである（指令六六条五項一文二文、ド民六七五 p 条四項一文二文）。

従来の振替手続との比較

S E P A 手続の従来の手続と比較しての長所は、支払義務者と支払受領者が異なる加盟国に所在する場合に見られる。この手続により、金銭債務は取立債務となるので、支払義務者は満期を監視する必要がなくなる。債権者側からは、振替実行のイニシアティブを取得する。また、権限付与は事前に与えられるので、事後的追認に依存しなくなる。他方では、以下の短所が指摘される。すなわち、支払受領者は、中央銀行より特定番号を取得せねばならない。ルールブックに従う拘束的形式と内容のデータ文を書面方式か電子方式で作成する必要がある。また、事前情報提供や電子データ化とオリジナル保管の義務がある。振替実行後八週間は支払義務者は償還請求権の行使の可

能性を有し、支払受領者はその間逆借方記入の可能性を考慮する必要がある。また、振替撤回の表示は、支払受領者と支払銀行の両者に到達せねば万全ではなく、そのリスクが潜在する。

以上の評価によると、国内取引では、従来の取立授權が便利である。

ま と め

以上のように、支払サービス指令は、域内支払サービスの効率化を介しての、域内経済の振興という意図をもちつつも、各加盟国の既存の法律制度に大きな影響を与えるものであることが、ドイツ法の文脈で明らかとなったと思われる。振替に関して言えば、従来の実務に普及していた二つの方法の指令適合性、さらにはヨーロッパでの振替方法であるSEPA振替とこの二つの方法との国内における関係も問題であった。さらに、指令自体が、取引額や、当事者属性（消費者と事業者）、支払方法あるいは手続発動主体の相違に応じたルールの分化と、さらには加盟国による、あるいは当事者による、修正の余地を多くの箇所で見出しており（半強行規定）、完全調和の手法は、やや子細に見れば、複雑な様相を呈している。既に指摘されたように、本指令の統一ルールは、前記したさまざまな要素が等しい限りでの特定の支払方法の、ゆるい統一性とでも解さざるを得ないだろう。

日本で話題となっている決済代行業者の問題は、海外の業者が多いことを除くと、ヨーロッパ的には、支払サービス機関の認可要件や監督の問題となり（指令前加理由七、一一、一四、一五参照）、ある程度解決済みと言えるのであるが、本稿では対比検討することができなかった。

*本稿は、全国銀行学術研究振興財団による二〇〇六年度研究助成（研究テーマ「電子決済の態様相互の比較と体

系的整理の試み」の成果の一部である。

- (1) 高橋康文編著『詳説 資金決済に関する法制』（二〇一〇年）（商事法務）、高橋康文編著『逐条解説資金決済法〔増補版〕』（二〇一〇年）（金融財政事情研究会）など。さらに、一般的なものとして、小塚莊一郎・森田果著『支払決済法』（二〇一〇年）（関連して、私法七三号（二〇一一年）一四五頁以下）、「取引法の観点からみた資金決済に関する諸問題」金融研究二〇一〇年一月号一〇五頁以下。
- (2) 二〇一二年二月一三日朝日新聞朝刊は、世界大手の送金業者が相次いで日本に参入していることを伝える。他方、消費者庁は、「インターネット取引に係る消費者の安全・安心に向けた取組について」と題された報告書を二〇一〇年三月に公表したが、その決済の部分において、そもそも決済代行業者が介在する取引であることが不明確なことや、決済代行業者の名称や連絡先が不明であることが消費者トラブルを引き起こしているとの認識の下、決済代行業者の登録制度の導入を提案している（二〇一一年七月より業界団体の運営による任意登録制度が始まった）。
- (3) 本指令までの状況と本指令の内容を概観するものとして、吉村昭彦・白神猛「欧州における決済サービスの新たな枠組み：決済サービス指令の概要」金融研究二〇〇九年三月号一一九頁以下。欧文では、Despina Mavromati, *The Law of Payment Services in the EU* (2008), Kluwer.
- (4) ドイツにおける資金決済法の変遷は、簡単には、高橋・松井編『インターネットと法』（一九九九年）一一八頁以下〔平田〕、同書〔第三版』（二〇〇一年）一六一頁以下〔平田〕、同書〔第三版』（二〇〇四年）一七五頁以下〔平田〕、高橋・松井・鈴木編著同書〔第四版』（二〇一〇年）二〇九頁以下「支払サービス指令とドイツにおける国内法化を概観する」〔平田〕。本指令の国内法化とその内容については、Drucksache 16/11 643, Stefan Grundmann, WM 2009, 1109; 1157, Palandt-Sprau, 70 Aufl. (2011), S.1084ff. 邦語文献としては、旬刊商事法務一八三六号（二〇〇八）六〇頁以下、NBL八九九号（二〇〇九）六頁以下、金融法研究二六号（二〇一〇）一四二頁以下。
- (5) 枠契約については、三〇一一項、単一支払については、二二一一六項。
- (6) 指令前加理由三三。単一支払取引については、指令前加理由二五、指令三六条（一般ルール）、三七条（依頼前の情報

- 提供義務) 三八条(指図受領後の情報提供義務)、三九条(支払処理後の情報提供義務)。枠契約については、指令前加理由二四、指令四一〜四三条(契約締結前の情報提供義務)、四六〜四八条(個々の支払処理についての情報提供義務)。
- (7) Entwurf eines Gesetzes zur Umsetzung der Verbraucherkreditrichtlinie, des zivilrechtlichen Teils der Zahlungsdiensterichtlinie sowie zur Neuordnung der Vorschriften über das Widerrufs- und Rückgaberecht (Stand: 5. November 2008), S.165.
- (8) Palandt-Sprau, 70 Aufl. (2011), §675f Rz. 13, 14, 17. (S.1093f.)
- (9) Stefan Grundmann, WM 2009, 1109, 1157.
- (10) Mavromati, a.a.O., S.262. そのような無理が、情報提供義務ルールの錯綜の原因であると指摘される。
- (11) 簡単には、高橋・松井編『インターネットと法』(一九九九年)一三八頁以下「平田」。
- (12) 簡単には、高橋・松井編『インターネットと法』【第三版】(二〇〇四年)一七六頁以下「平田」。
- (13) Mareike Lohmann, Die grenzüberschreitende Lastschrift. (2008); Walter Hadding, Herkömmliche Einzugsermächtigungslastschrift - Fortbestand nach Umsetzung der EU-Zahlungsdiensterichtlinie oder Wegfall nach europäischem Interbankenabkommen (SEPA-Rulebook)? in: FS für Uwe Hüffer (2009) S.273-291.
- (14) <http://www.europeanpaymentscouncil.eu/index.cfm>.
- (15) 本稿執筆時点では「振込ごころび」SEPA Credit Transfer Scheme Rulebook v 4.1 (2010)「振替ごころび」SEPA Core Direct Debit Scheme Rulebook version 4.1 (2010)、SEPA Business to Business Direct Debit Scheme Rulebook version 2.1(2010)[B2B分野の特性に応じたルールの変更がなされたこと]など。その他は、EPCOサイトでは、SEPA CARDS, SEPA MOBILE, SEPA CASHの項目があり、統一化の作業がそれぞれの分野で進展中のようである。

〈資料1〉支払サービス指令

域内支払サービスに関する欧州議会と審議会の指令 2007/64/EC(2007/11/13) さま、ごび、指令 97/7/EC、2002/65/EC、2005/60/EC、2006/48/ECを修正し、指令 97/5/ECを廃棄するもの。

欧州連合の、欧州議会と審議会は、

欧州連合を確立する条約、特に47条2項の1文と3文、95条を考慮し、

コミッションからの提案を考慮し、

欧州経済社会委員会に打診し、

欧州中央銀行「1」の意見を考慮し、

条約251条「2」が定める手続きに従い行動し、

以下の理由により、

(1) 域内市場の確立のためには以下のこと肝要である、すなわちすべての共同体内の障害が、物、人、サービス、資本の自由な移動を可能にするために除去されること。支払サービスにおける、単一市場の適切な活動が従って極めて重要である。しかし、目下、この領域における調和の不存在がこの市場の活動を妨げている。

(2) 現在、加盟国の支払サービス市場は、国境に沿ってばらばらに組織され、支払サービスの法的枠組は、二七の国の法律制度に細分化されている。

(3) 若干の共同体法がこの領域で既に採用されている、すなわち、域内口座振込に関する欧州議会と審議会の指令97/5/EC(1997/1/27)「3」と域内ユーロ支払に関する欧州議会と審議会の規則(EC) No 2560/2001(2001/12/19)「4」が採用されているが、しかしこれらは、以下のもの以上にこの事態を改善したわけではない、すなわち、電子決済ヨーロッパ行為規範(金融組織、トレイダ、サービス組織、消費者の関係)に関するコミッション勧告87/598/EEC(1987/12/8)「5」、支払システム特にカード保有者とカード発行者の関係に関するコミッション勧告88/590/EEC(1988/11/17)「6」、電子決済手段による取引特に発行者と保有者の関係に関するコミッション勧告97/489/EC(1997/7/30)「7」。これらの措置はなお不十分である。各国の規定と不完全な共同体枠組の並存は、混乱と法的安定の不存在をもたらしている。

(4) 従って、共同体レベルで現代的かつ首尾一貫した、支払サービスの法的枠組を確立することが肝要である、そのサービス

がSEPAのための金融セクターイニシアティブと互換性があるか否かに関わりなく、それは、消費者の選択を維持するために、すべての支払サービスシステムの均等な活動の場を確保するために中立なものであり、現行の加盟国の制度と比較して、消費者のコスト、安全、効率性の点で重要な前進を意味するはずである。

(5) この法的枠組は、監督法上の要件に関する加盟国規定の調和、新たな支払サービスの市場へのアクセス、情報提供要件、支払サービスの利用者と提供者それぞれの権利義務を確保するべきである。この枠組の中で、価格に関する限りでのSEPAを創出した規則(BC) No. 2560/2001は維持するべきである。指令97/5/ECと勧告87/598/EEC、88/590/EEC、97/489/ECは拘束力ある単一法に統合されるべきである。

(6) しかし、この法的枠組が完全に包括的であることは適当ではない。その適用は、その主要な活動が、支払サービス利用者に対する支払サービスの提供にある、支払サービス提供者に限られるべきである。また、以下のサービスにも適用されるべきではない、すなわち、支払人から受取人への資金移動がもつばら銀行券もしくは硬貨により実行される場合、移転が小切手、為替手形、約束手形、もしくはその他の手段、引換券もしくは受取人に資金を与える目的で支払サービス提供者等が発行するカードに基づく場合。さらに、伝統的ボイスサービスやその電子機器への提供と並んで、リング音や音楽、デジタル新聞などのデジタル商品やサービスの販売を促進するために、テレコミュニケーション、情報技術、ネットワークの運営者によって提供される手段の場合には区別がなされるべきである。これらの商品もしくはサービスの内容は、それらに、アクセス、配布、もしくはサービスの内在的可能性の形で価値を付加する第三者もしくは運営者によって製作されることができる。商品やサービスが運営者の一人により、もしくは技術的理由により第三者により提供される場合、それらが携帯電話やPCのような電子機器によってのみ用いる場合、この法的枠組は、運営者の活動が単なる支払サービスを越える限りで適用されてはならない。しかし、運営者が支払が第三者である提供者になされることを媒介するにすぎない仲介者としてのみ行動する場合に適用されることが妥当である。

(7) 送金は、単純な支払サービスであり、通常支払人から支払サービス提供者に与えられる現金にもとづき、提供者は、対応する額を、例えば、通信ネットワークを介して、受取人もしくは受取人のために行動する別の支払サービス提供者に送付する。

若干の加盟国においては、スーパーマーケット、商店、もしくはその他の小売店は、公共料金やその他の定期的家計の負担の支払を可能にするサービスを公共に提供している。この請求書支払サービスは、管轄当局がこの活動を付録に列挙された別の支払サービスに含める場合を除いて、この指令において定義されている送金と扱われるべきである。

(8) 共同体内で正当に支払サービスを提供しうる、支払サービス提供者の種類を特定することが必要である、すなわち、利用者から支払処理の資金となる預金を受け入れ、信用機関「8」の設立と運用に関する二〇〇六年六月一四日の欧州議会と理事会の指令 2006/48/EC の下での監督要件に従い続けねばならないところの信用機関、支払処理の資金として用いられる電子マネーを発行し、電子マネー機関「9」の設立、運用と監督規定に関する二〇〇九年九月一八日の欧州議会と理事会の指令 2000/46/EC の下での監督規定に従い続ける電子マネー機関、国内法で呼ばれる郵便為替機関。

(9) この指令は、資金が、指令 2000/46/EC の 1 (3) (b) において定義されている、電子マネーであるところの、支払処理の実行に関するルールを規定する。この指令は、しかし、電子マネーの発行も、指令 2000/46/EC で規定されている、電子マネー機関の監督規定も修正しない。従って、支払機関は電子マネーの発行を認められない。

(10) しかし、市場参入の法的障害を除去するために、預金や電子マネー発行とは結びつかない、支払サービスの提供者すべての単一ライセンスを確立することが必要である。従って、新たな支払サービスの種類、すなわち、「支払機関」を、共同体全域で支払サービスを提供するために、既存の種類の外に、厳格かつ広範な条件に服する、法人の認可を規定することで、導入することが適当である。

(11) 支払機関としての認可の取得と維持の条件は、当該機関が営業の過程で直面する運営上、財政上のリスクに相応する監督上の要件を含む。この関連で、市場の要請に依存し、より精緻に設計しうる、運営資本と結びついた初期資本についての健全な制度の必要がある。支払サービス部門の規模の多様さにより、本指令は、同じリスクがすべてのサービス提供者において同じように扱われることを確保するために、監督上の裁量の範囲と結びついた多様な方法を承認する。支払機関の要件は以下の事実を反映する、すなわち、支払機関は、金融機関の広い活動から生ずるリスクよりも、より狭くかつ容易に監督かつ制御できるリス

クを生み出し、より特化され限定された活動に携わること。特に、支払機関は、利用者からの預金を受け入れることを禁止され、受領した資金は支払サービスを実行するためにのみ使用することが許される。顧客の資金は支払機関のそれ以外の営業活動から分別する規定が置かれる。支払機関は、有効な、反マネーロンダリング、反テロリスト金融要件に服する。

(12) 支払機関は、年次報告と連結報告を、一定のタイプの会社「10」の年次報告に関する、一九七八年七月二五日の理事会指令78/660/EECと、適用される場合には、連結報告「11」に関する一九八三年六月一三日の理事会指令83/319/EECと、銀行とその他の金融機関「12」の、年次報告と連結報告に関する一九八六年二月八日の理事会指令86/635/EECに従い、作成する。年次報告と連結報告は、支払機関が指令78/660/EECと、適用可能なならば、指令83/319/EEC、86/635/EECによりこの義務から免除されない限りで、会計監査される。

(13) この指令は、支払機関による信用供与、すなわち信用枠の付与とクレジットカードの発行を、それが支払サービスと緊密に関連している場合にのみ、規律する。信用が支払サービスの促進のためであること、かつその信用が短期のものであり、リボリング払いも含め、一二ヶ月を超えない範囲で付与される場合にのみ、支払機関に域内活動に関し、かような信用付与を認めることが妥当である、但し、再金融は、もっぱら支払機関の自己資金、もしくは資本市場からの資金を用いてなされることが条件で、顧客の支払サービスのために有している資金であってはならない。上記のことは、消費者信用「13」に関する加盟国の法、規則、行政規定の接近のための理事会指令(1986/12/12) 87/102/EECもしくは、この指令により調整されない、消費者に対する信用付与についての条件を規律する、その他の共同体もしくは加盟国の立法を害しない。

(14) 加盟国は、担当機関に、支払機関の認可、監督、認可の取り消しについて権限を付与することが必要である。扱いの平等を確保するために、加盟国は、支払機関にこの指令で規定してある要件以外のものを適用してはならない。しかし、担当機関によりなされた判断はすべて裁判所の前で争いうる。加えて、担当機関の任務は、条約105条2項第4インデントと併せて、ヨーロッパ中央銀行システムによって実行されるべき任務である、支払システムの監督を害することはない。

(15) 送金サービスをなす者のすべてについてその名称と所在を記録することや、それらに、支払機関としての認可のための条

件すべてを満たすか否かにかかわらず、一定の承認の手段を与えることが、閨経済に強いられず、送金サービスを提供する者すべてを最低限の法的要件に服させるために、望ましいから、条件のすべてを満たすことができない、支払サービス提供者がそれにもかかわらず支払機関とみなされる仕組みを提供することが適当であり、かつマネーロンダリングに関する財政アクション・プラン・スキームの特別勧告VIに一致する。この目的のために、加盟国は、そのような者を、認可の条件のすべてを適用することはしないで、支払機関登録簿に登録する。しかし、このような緩和の可能性は支払処理の量に関する厳格な要件に服させることが重要である。緩和の利益を受ける支払機関は、設立の権利、サービス提供の自由を有せず、支払制度の一員であることこれらの権利を間接的に行使することもできない。

(16) いかなる支払サービス提供者にとっても、支払制度の技術インフラサービスにアクセスできることが重要である。かようなアクセスは、しかし、この制度の統一性と安定性を確保するために適当な要件に服する。支払制度への参加を求める支払サービス提供者は、支払制度の参加者に対して、自己の内部措置があらゆるリスクに対して十分対応できることの証拠を提出する。この支払制度は、典型的には、例えば、四当事者カードスキームや、口座振込、口座振替を処理する主要システムを含む。共同体内の、同様に、認可支払サービス提供者の異なるカテゴリ間で、ライセンスの条件に応じた、平等扱いを確保するために、支払サービス提供へのアクセス、支払制度へのアクセスについてのルールを明確化することが必要である。域内市場で競争する支払サービス提供者が同じ条件でこの支払制度の技術的インフラにかかわるサービスを利用できるように、認可支払機関と信用機関の非差別的扱いのための規定が設けられる。認可支払サービス提供者、この指令による適用緩和から利益を受ける提供者、指令2000/46/ECの8条による適用緩和から利益を受ける提供者について、その監査枠組の相違に応じて、それぞれ異なる扱いを規定することが適当である。いづれにせよ、価格条件に関する相違は、これが支払サービス提供者によって引き起こされたコストの相違による場合にのみ認められる。この点は、支払決済の確定や有価証券決済システム「14」に関する一九九八年五月一九日の欧州議会と理事会の指令98/26/ECに対応した、重要なシステムへのアクセスを制限する加盟国の権利を妨げず、また条約105条2項とヨーロッパ中央銀行システム(EOB)の法3条1項、22条に明記されたヨーロッパ中央銀行とヨーロッパ中

央銀行システムの権限も妨げない。

(17) 支払制度へのアクセス規定は、単一の支払サービス提供者によって設置、運営されるシステムには適用されない。そのようなシステムは、支払制度と直接、競争の関係に立ったり、より典型的には、支払制度によってはカバーされない市場の隙間において運営される。これらは、典型的には、以下のような三当事者スキームをカバーする、すなわち、三当事者カードスキーム、通信提供者による支払サービス、運営者が支払人と受取人双方に対する支払サービス提供者か、銀行グループの内部システムであるような、送金サービス。かような支払制度によって、確立された主流の支払制度に対して提供される、競争を刺激するために、原則として、これらの支払制度に第三者のアクセスを認めることは適当ではない。しかし、これらの制度は、常に、支払市場における効率的競争を維持するために、スキームへのアクセスが認められるべきとする、共同体や加盟国の競争法ルールに服する。

(18) 支払サービスについて、条件と情報提供要件の透明性を確保するために、一連のルールが確立されるべきである。

(19) この指令は、現金のための単一支払市場が存在するゆえに、現金による支払処理には適用されず、また紙小切手がその性質上、他の支払手段と同様に効率的には処理されえないがゆえに、紙小切手による支払処理にも適用されない。しかし、この領域でのよい慣行はこの指令で示される諸原理に基づくべきである。

(20) 消費者と企業は同じ立場にはないので、同じ保護レベルを必要とはしない。契約によって回避し得ない規定により消費者の権利を担保することが重要である一方、企業や組織には別の合意を許すことが合理的である。しかし、加盟国は、極小、小、中規模企業「15」の定義に関する二〇〇三年五月六日のコミッション勧告2003/361/ECにより定義されたように、極小企業は消費者と同様の方法で扱われるべきことを規定する可能性を有する。いずれにせよ、この指令の一定の中心的規定は、利用者の立場に関係なく常に適用される。

(21) この指令は、支払サービス利用者が、十分情報提供された上での選択をなすために支払サービスに関する同一の高レベルの明確な情報を受領し、EU域内で買い回れるように、支払サービス利用者に対する情報提供に関する支払サービス提供者の義

務を規定する。透明性のために、この指令は、必要十分な情報が、支払サービス契約と支払処理について支払サービス利用者から与えられることを確保するために必要な、調和された要件を規定する。支払サービスにおける単一市場が円滑に機能することを促進するために、加盟国はこの指令で規定された情報提供規定のみを採用する可能性を有する。

(22) 消費者は、以下の指令と併せて、不公正で誤解を与えるような取引慣行から保護される、すなわち、域内市場での不公正な事業者消費者間の取引慣行に関する二〇〇五年五月一日の欧州議会と理事会の指令 2005/29/EC [16]、域内市場での情報社会サービス、特に電子取引の法的側面に関する二〇〇六年六月八日の欧州議会と理事会の指令 2000/31/EC (電子取引指令) [17]、消費者金融サービスの遠隔マーケティングに関する二〇〇二年九月二三日の欧州議会と理事会の指令 2002/65/EC [18]。これらの指令の補充的規定は、なお適用される。しかし、この指令と指令 2002/65/EC の間の契約締結前の情報提供要件の関係は特に明確化されるべきである。

(23) 必要な情報は、利用者の必要に相応するものであり、一般の方法で伝達されるべきである。しかし、単一支払処理のための情報提供要件は、一連の支払処理に用いる枠契約の情報提供要件とは区別される。

(24) 実際、枠契約とそれによる支払処理は、単一支払処理よりも、はるかに流布しており、経済上も重要である。支払口座や特殊な支払手段が問題となる場合には、枠契約が必要である。したがって、枠契約における事前情報要件は、包括的なものであるべきで、情報は常に紙もしくはその他の永続性のある媒体において提供されるべきである、例えば、プリンタからの出力、フロッピーディスク、CD-ROM、DVD、電子メールを格納できる PC のハードディスクや、将来の参照のために一定期間アクセス可能であり、保存された情報の無変更での複製が可能である限りでの、インタネットサイト。しかし、支払サービス提供者と利用者が枠契約において、実行された支払処理に関する、事後的情報が、例えば、インタネットバンキングにおいて、すべての支払口座情報が、オンラインで提供される、と合意することは可能である。

(25) 単一支払処理においては、重要な情報のみが、常に、支払サービス提供者のイニシアティブで与えられるべきである。支払人は支払委託を発する場合に通常現前するのだから、情報がその都度、紙もしくはその他の永続性ある媒体により提供される

べきと要求する必要はない。支払サービス提供者は、カウンタ越しに口頭で情報を与えることができ、もしくはそれ以外の方法、例えば、敷地内の掲示板に条件を掲示しておくことで容易にアクセス可能とすることができる。情報は、又、より詳細な情報かどうかで得られるかの点(例えば、ウェブサイトのアドレス)についても与えられるべきである。しかし、消費者が請求する場合には、重要な情報は、紙かその他の永続性ある媒体により与えられるべきである。

(26) この指令は、消費者が支払サービス契約に拘束される前に、無料で重要な情報を提供される権利を規定する。また、消費者は、支払サービス提供者とその条件を比較し、紛争の場合には自己の権利義務を検証することができるために、事前提供情報並びに枠契約について、契約関係が存続している限り、いつでも無料で、紙媒体で、要求できる。これらの規定は指令2002/65/ECと整合性があるべきである。この指令における無料での情報提供に関する明示の規定は、他の指令において消費者に情報を提供することについて有料化を認める効果を有しない。

(27) 必要な情報が支払サービス提供者によって支払サービス利用者にも与えられる方法は、利用者の需要と、支払サービス契約における合意との関連での状況に依存する、技術的側面と効率性を考慮するものでなければならない。このように、この指令は、情報が提供者によって与えられる二つの方法を区別せねばならない、すなわち、情報が、提供者によって、この指令によって要求されるように、適時に提供、すなわち利用者からの促しなくして積極的に伝達されるか、又は利用者がさらなる情報を求めたことを考慮して、その情報が利用者の利用可能な状態に置かれること。後者の場合には、利用者は、情報を得るために、若干の積極的手順、例えば、提供者に明示に請求する、銀行口座メールアドレスにログインする、口座の明細を得るためにプリンタに銀行カードを挿入するなどの手順をとる必要がある。このような目的のために、提供者は、情報へのアクセスが可能であり、又情報が利用可能であることを確保する。

(28) さらに、消費者は、付加料金なくして、既になされた支払処理の基本情報を受ける。単一支払処理の場合には、提供者はこの情報のために別途料金を課してはならない。同様に、枠契約の中で支払処理の月次情報も無料で与えられる。しかし、価格設定と顧客の需要の差における透明性の重要性を考慮して、当事者は、より頻繁あるいはより付加的な情報についての料金を

合意することができる。加盟国での異なる慣行を考慮して、加盟国は、月次紙媒体口座明細は常に無料で与えられることを要求するルールを規定することが認められる。

(29) 顧客の流動性を促進するために、消費者は、一年経過によって無料で枠契約を終了させることができる。消費者にとって、告知期間は一月より長くはならず、提供者にとって、二月より短いものであってはならない。この指令は、他の共同体もしくは加盟国の立法の下で提供者が例外的場合に支払サービス契約を終了させる義務を負うことを妨げない、例えば、マネーロンダリングやテロリスト金融に関する立法、資金凍結を目的とするアクション、犯罪防止と調査に関連した特定の措置。

(30) 低価値支払手段は、小額商品やサービスにおいて、安価で使いやすい選択肢であるべきで、過度の要件によりわずらわされるべきではない。当該情報提供要件とその実行ルールは、従って、小額支払に向けられる手段から正当に期待しうる技術能力を考慮して、本質的情報に限定されるべきである。軽い制度にもかかわらず、利用者は、この支払手段、とりわけ先払支払手段、による限定的リスクを考慮したふさわしい保護を享受すべきである。

(31) 無権限でもしくは不正確に実行された支払処理のリスクとその結果を減じるために、支払サービス利用者は、支払サービス提供者がこの指令による情報提供義務を果たしている限りで、支払サービス提供者に、無権限でもしくは不正確に実行された支払処理に関する異議をできるだけ早く通知すべきである。利用者により通知期限が遵守されている場合には、利用者は加盟国法による時効期間の制約下でこれらの訴えを追及できる。この指令は、利用者と提供者間の他の請求に影響を与えない。

(32) 利用者が不当な遅滞なく提供者に、支払手段の盗難・紛失について通知するインセンティブを与え、そうすることで無権限支払処理のリスクを減じることができるために、利用者は、故意もしくは重過失で行動したのでない限り、一定額の上限の限りで責任を負う。さらに、利用者が一度、提供者に、自己の支払認証手段が危殆化したかもしれないことを通知した限りで、利用者は、この手段の無権限利用から生ずる、それ以後の損失について責任を負うことはない。この指令は、提供者が、自己の製品の技術的安全性について負う責任を妨げない。

(33) 利用者の過失を評価するために、すべての事情が考慮される。過失の証拠と程度は、加盟国の国内法に従い評価される。

支払認証手段の交付と利用に関する契約条件で、その効果が消費者の立証負担を増すかもしくは発行者の立証負担を減じるものは、無効とみなされる。

(34) しかし、加盟国は、既存の消費者保護レベルを維持し、電子支払手段の安全な利用における信頼を促進するために、上記よりも緩和されたルールを規定することができる。多様な支払手段が多様なリスクを含むという事実は、より安全な手段の発行を促進する見地から考慮される。加盟国は、支払人が詐欺的に行動した場合を除き、支払人の責任を限定しもしくは完全に免責させることが認められる。

(35) 無権限支払処理の損失の配分のための規定が作成されるべきである。消費者以外の利用者は、詐欺リスクを評価し、対抗する手段を使用するよりよい位置にあるので、異なる規定が適用されてもよい。

(36) 本指令は、実行された支払処理が、合理的に予期できる額を超えた場合に、消費者を保護するための返金ルールを規定する。提供者は、顧客により有利な条件を提供することができ、例えば、争いのあるすべての支払処理について返金することができる。利用者が支払処理について返金の訴えをなす場合、この返金の権利は、支払人の受取人に対する、基礎にある関係に基づき責任、例えば、商品やサービスが注文され、消費され、あるいは正当に課金されたものについての責任に影響を与えることなく、また利用者の支払委託の撤回権についても影響を与えない。

(37) 財政計画と支払債務の適時の履行のために、消費者と企業は、支払委託の実行にかかる時間についての確実性を有せねばならない。したがって、本指令は、権利と義務が発生する時点を導入する、すなわち、提供者が支払サービス契約において合意された通信手段により受領する機会があった時を含め、提供者が支払委託を受領する時点がそれである、これは支払委託の作成と発信に至るまでの過程に事前に関わるか否かを問わない、すなわち安全と資金チェックの利用可能性、個人特定番号の利用もしくは支払約束の発行についての情報とは関係がない。さらに、支払委託の受領は、支払人の支払サービス提供者が支払人の口座から引き落とすよう支払委託を受領した時点で生ずる。受取人が自己の提供者に回収すなわちカード支払もしくは口座引落の回収、のために支払委託を発信する日もしくは時点、もしくは受取人が提供者により（自己の口座への暫定信用の形で）関連額

の事前金融を認められる時点は、この点で重要性を持たない。利用者は、提供者が契約上もしくは法令上の拒絶理由を有しない場合には、有効な支払委託の適時の実行について信頼することができる。提供者が支払委託を拒絶する場合には、拒絶とその理由は、利用者に、共同体法と加盟国法の要件に従い最も早い機会に通知される。

(38) 現代の完全に自動化された支払システムは、一定の時点以後は著しい介入コストを伴わずしては支払委託の撤回をなしえないほどのスピードであるから、支払撤回の明確なデッドラインを設定することが必要である。しかし、支払サービスや支払委託のタイプに依存しつつ、この時点は当事者間の合意により変更可能である。撤回は、この文脈では、利用者と提供者の間でのみ適用可能であり、支払システムにおける支払処理の非撤回可能性やファイナリティには影響を与えない。

(39) かような非撤回性は、支払人と受取人の間の紛争の際に、実行された支払処理額を支払人に償還する、支払人の枠契約、もしくは加盟国の法規定、ガイドラインに基づく、加盟国法の下での、提供者の権利もしくは義務に影響を与えない。かような償還は、新たな支払委託とみなされる。この場合を除くと、支払委託の基礎にある関係から生ずる法的紛争は、支払人と受取人の間で解決される。

(40) 支払の完全に統合され、自動化された処理と、利用者間での基礎にある債務の履行に関する法的安全性のために、支払人によって移転された全額が受取人の口座に貸方記入されることが重要である。したがって、支払処理の実行に際し関与した媒介者は、移転額から控除することはできない。しかし、受取人が自己の提供者と合意し、提供者が自己の手数を控除することは可能である。しかし、受取人が、しかるべき額が正確に支払われたかを検証できるように、支払処理に関し後から与えられる情報は、移転資金の全額のみならず、手数料額も提示する。

(41) 手数料については、支払人と受取人の間で手数料を分担することが、支払の自動化を促進するがゆえに、最も効率的なシステムであることを経験が示している。したがって、徴収される手数料についての規定は、通常、支払人と受取人それぞれの提供者によって直接なされるのがよい。しかし、このことは、支払処理が為替を必要としない場合のみに当てはまる。本指令の規定は、提供者が消費者からは手数料を徴収しないという慣行に影響を与えるものではないので、徴収される手数料額は、ゼロで

あってもよい。同様に、契約条件に依存して、提供者は、支払人からは徴収せず、商人である利用者についてのみ徴収することもできる。支払システムの手数料は、基本料金の形でもよい。送金額や徴収額の規定は、提供者もしくは仲介者の間の価格形成には影響しない。

(42) 透明性と競争を促進するため、提供者は、受取人が特定の支払手段を利用することについて支払人から手数料を徴収するよう要求することを妨げない。受取人がある支払手段の利用について手数料を支払うことから自由である一方、加盟国は、それが濫用的価格形成もしくはある支払手段利用についての消極的影響を与えるような価格形成であるという観点から、競争と効率的支払手段の利用の促進を考慮しつつ、正当化されるものとして、かような慣行を禁止もしくは制限することができる。

(43) 共同体内での支払の効率性を改善するために、支払人によって開始され、ユーロもしくはユーロ領域外の加盟国通貨で表記されている、資金移動と送金を含めた、すべての支払委託は、最大一営業日という実行期間に服する。受取人によってもしくは受取人を通じて開始される、口座振替とカード支払を含む、それ以外の支払は、提供者と支払人の間の、より長い実行期間とする明示の合意がない場合には、同じ一営業日実行期間が適用される。上記の期間は、支払委託が紙媒体で与えられる場合には、さらに一営業日延長することができる。このことは、紙書面のみに慣れている消費者のために支払サービスを継続的に提供することが可能となる。口座振替スキームが使われる場合、受取人の支払サービス提供者は、受取人と彼の提供者の間で合意された期間内に振替委託を、合意された期間内での決済が可能となるように、発信する。加盟国の支払インフラがしばしば効率的であることを考慮し、また現在のサービスレベルの悪化を阻止するために、加盟国は、ふさわしい場合に、一営業日より短い実行期間を指定するルールを維持もしくは設定することが許される。

(44) 全額の実行と実行期間の規定は、提供者の一人が共同体内に所在しない場合には、よい慣行を構成する。

(45) 利用者が選択をするために支払サービスの現実の費用と手数料を知ることが重要である。したがって、不透明な価格設定方法の使用は、それが利用者に現実の支払サービスの価格を明らかにすることを著しく困難にすることが一般に認められているから、認められない。とりわけ、利用者の不利となる、利息発生起算日の利用は禁止される。

(46) 支払システムが円滑かつ効率的にはたらくことは、利用者が、提供者が支払処理を正確かつ合意期間内に実行することを信頼できるかにかかっている。通常、提供者は、支払処理に関わるリスクの評価をなし得る地位にある。支払システムを提供し、誤ってもしくは不正確に与えられた資金を取り戻す処理をなし、多くの場合に支払処理に関わる仲介者を選択するのは、提供者である。これらの考慮に照らし、異常で予見し得ない事情を除けば、提供者に、利用者から依頼された支払処理の実行についての責任を課することが妥当である、その選択についても、受取人に責がある、受取人のサービス提供者の作為・不作為を除いて。しかし、支払額が正しく受取人のサービス提供者により受領されたのか否かについて、真偽不明 (bona fide) という、あまり起こりそうではない状況において、支払人が保護されないままでいるということ为了避免するために、立証負担は支払人の提供者が負担する。原則として、仲介機関は、通常は中央銀行やクリアリングハウスのような中立な組織であるが、支払額を送付サービス提供者から受領サービス提供者に移転するが、この者は、口座データを保管し、必要がある場合には、提供する。支払額が受取人のサービス提供者に入金した場合には、受取人は直ちにこの提供者に自己の口座に入金記帳するよう要求できる。

(47) 支払人の支払サービス提供者は、正確な支払実行、すなわち、とりわけ支払処理の全額の実行、実行期間内の実行、受取人口座までの支払連鎖における他人による失敗についての全責任を引き受ける。この責任の結果として、支払人の提供者は、受取人の提供者に全額が送金されない場合には、支払処理を訂正し、もしくは不当な遅滞なく、その取引の額を支払人に返金する。この際に、加盟国法によるそれ以外の請求は影響を受けない。本指令は、支払サービス利用者との間の契約上の義務と責任にのみ関する。しかし、口座振込及びそれ以外の支払サービスの円滑な運行は、支払サービス提供者と、加工者のような、その仲介者がそれぞれの権利義務が合意されるところの契約を有することを必要とする。責任問題は、この統一契約の本質的部分である。ある支払処理に関与する、提供者と仲介者の間の相互信頼を確保するために、責任のない提供者が、本指令の責任規定により、生じもしくは支払った金銭の補償を受けるという意味での確実性が必要である。さらなる権利や求償の内容、瑕疵ある支払処理について責ある、提供者もしくは仲介者に対する請求がどう処理されるかは、契約合意による定義に委ねられる。

(48) 支払サービス提供者は支払委託を正確に実行するために必要な情報を明確に規定することができる。他方では、断片化や

共同体内での統合された決済システム形成を危殆化させることを避けるために、加盟国が支払処理に用いられる特別な識別子を要求することは認められない。しかし、このことは、加盟国が、支払人の提供者が注意深く行動するよう、技術的に可能で手作業を必要としない場合には単一識別子の一貫性を検証するよう、それが不整合である場合に支払委託を拒絶し支払人にその旨を通知するよう、要求することを妨げない。支払サービス提供者の責任は、支払サービス利用者の支払委託に従った、支払処理の正確な実行に限定される。

(49) 有効な詐欺防止を促進し、共同体内での支払詐欺と戦うために、支払詐欺に関与した人物に関する個人データを収集、加工、交換することを認められた、支払サービス提供者間での情報交換についての規定が置かれるべきである。これらの活動は、個人データの加工に関する個人の保護と、かようなデータの自由な移動に関する、一九九五年一〇月二四日の欧州議会と理事会の指令 95/46/EC [19] に従いなされる。

(50) 本指令に従い採用された加盟国法の規定の有効な執行を確保することが必要である。したがって、それらの規定に対応しない提供者に対する苦情を追及し、ふさわしい場合には、効率的、比例的、抑止的罰則が課せられるよう確保することができるような手続が確立されるべきである。

(51) 裁判所に訴える顧客の権利を害することなく、加盟国は、この指令に規定された権利義務から生ずる、提供者と消費者との間の紛争の、容易にアクセスでき、安価な、裁判外紛争解決手段を確保する。契約債務に適用される法に関するローマ条約5条2項 [20] は、消費者が住所を有する加盟国法の強行規定により消費者に与えられる保護は、契約条項によって害されないよう確保する。

(52) 加盟国は、支払機関の認可を管轄する当局が裁判外紛争解決や補償手続についても権限を有するかについて決定する。

(53) 本指令は、表示の正確さや伝達の正確さに関する責任についての加盟国法には影響しない。

(54) 本指令の効率的運営を検査し、単一支払市場の確立の進捗をモニタする必要があるから、コミッションは、本指令の国内法化期限終了の三年後にレポートを作成する必要がある。金融サービスの世界的統合と調和された消費者保護を考慮すると、検

査の焦点は、本指令の効率的運営を越え、非EU通貨への適用の拡張の必要、関係する提供者の一人のみが共同体内に所在する場合の支払処理への適用の拡張の必要、である。

(55) 本指令の規定は指令 97/5/EC を置きかえるので、後者の指令は廃止される。

(56) 現在、遠隔契約における消費者の保護に関する一九九七年五月二〇日の欧州議会と理事会の指令 97/7/EC [21] と 2002/65/EC の規制対象である、支払カードの詐欺的利用については、より詳細なルールが規定されることが必要である。これらの指令は、それに応じて改正される。

(57) 指令 2006/48/EC によれば、金融機関は信用機関に適用されるルールには服さないもので、それらは、共同体全体で支払サービスを提供することができるように、支払機関として同じ要件に服する。指令 2006/48/EC は、従って改正される。

(58) 送金は本指令において、支払サービスとして定義され、それは、支払機関としての認可もしくは本指令の規定における要件下での適用軽減条項の利益を受ける自然人もしくは法人としての登録が必要であるから、二〇〇五年一月二六日の、マネーロンダリングもしくはテロリスト金融の目的での金融制度の利用の防止に関する、欧州議会と理事会の指令 2005/60/EC [22] は改正される。

(59) 法的安定性のために、本指令の発効前に、加盟国法に従い支払機関の活動を開始した者が、一定の期間、当該加盟国において活動を継続できるように経過規定を設けることが適当である。

(60) 本指令の目的、すなわち支払サービスにおける単一市場の確立は、加盟国によっては多様な加盟国の法制度における既存の多様なルールの調和が必要であり、十分達成し得ず、共同体レベルでよりよく達成できるものだから、共同体は、条約 5 条において規定された補充性の原則に従い、措置を採用できる。同条に規定された比例性の原則に従い、本指令は、目的達成に必要な程度を越えていない。

(61) この指令の国内法化に必要な措置は、コミッションに付与された国内法化権限の行使に関する手続を規定する一九九九年六月二八日の理事会決定 1999/468/EC [23] に従い採用される。

(62) 特に、コミッションは、技術と市場の展開を考慮するために国内法化規定を採用する権限がある。これらの措置は、一般的適用範囲を有し、本指令の非本質的要素を改正するように設計されているので、それらは、決定 1999/468/EC の 5 a 条に規定された精密さを伴う規制的手続に従い採用されねばならない。

(63) より良き立法法に関する制度間合意第 34 点「24」に従い、加盟国は、自ら、共同体のために、本指令と移行措置との関係を可能な限りで記載する一覧表を作成し、公表するよう奨励される。

この指令を採用した…

第1編 主題、適用範囲及び定義

第1条 主題

1. 本指令は、加盟国が以下の六種類の支払サービス提供者を区別するルールを規定する…
 - (a) 指令 2006/48/EC の 4 条 1 項 (a) の意味での信用機関（訳注 1）、
 - (b) 指令 2000/46/EC の 1 条 3 項 (a) の意味での電子マネー機関、
 - (c) 加盟国法において支払サービスを行う権限がある郵便局振替機関、
 - (d) 本指令の意味での支払機関、
 - (e) ヨーロッパ中央銀行と加盟国中央銀行が、自己の金融当局もしくはそれ以外の公的機関として行動しない場合、
 - (f) 加盟国あるいはその地域的もしくは地方的機関がその公的機関としての権限において行動しない場合。
2. この指令は又、支払サービスに関する契約条件の透明性と情報提供要件、並びに支払サービスが通常の業務として提供される場合の利用者と提供者の権利義務についてのルールについて規定する。

第2条 適用範囲

1. 本指令は、共同体内で提供される支払サービスに適用される。しかし、73 条を除いて、第 3 編と第 4 編は、提供者と受取人がともに共同体内に所在するか、もしくははその支払処理における唯一の提供者が共同体内に所在する場合にのみ適用される。

2. 第3編と第4編は、ユーロによる支払サービスもしくはユーロ圏以外の加盟国通貨による支払サービスに適用される。
3. 加盟国は、本指令の規定の全部もしくは一部について、指令2006/48/ECの2条で言及された機関（そこで第1第2インデントにおいて言及された場合を除いて）に対して適用除外することができる。

第3条 消極的適用範囲

本指令は、以下のものには適用されない…

- (a) 支払人から受取人に、仲介者を介せず、現金で直接なされる支払処理、
- (b) 支払人もしくは受取人のために、商品もしくはサービスの販売もしくは購入の交渉又は締結の権限ある、商事代理人を通して、支払人から受取人へなされる支払処理、
- (c) 紙幣と硬貨の業としての物理的移動（その収集、加工、配達を含む）、
- (d) 非営利もしくは慈善的活動の枠内での、業としてではない現金収集と配達からなる支払処理、
- (e) 商品もしくはサービスの購入のための支払を通して支払の実行がなされる直前に、支払サービス利用者の明示の要求に続く支払サービスの一部として、受取人から支払人に現金が提供される場合の取引「吉村・白神一三六頁注八二参照、いわゆる「キャッシュ・アウト」サービス」、
- (f) 両替ビジネス、すなわち資金が支払口座に保有されない現金間の操作、
- (g) 受取人に資金を与える意図で作成された以下の書面のいずれかにもとづきなされる支払機関の支払処理…
 - (i) 小切手の統一法を提供する一九三一年五月一九日のジュネーブ条約による紙の小切手、
 - (ii) (i)と同様であるが、ジュネーブ条約の批准国ではない加盟国の法に支配される紙の小切手、
 - (iii) 一九三〇年六月七日の為替手形、約束手形の統一法を提供するジュネーブ条約による紙の手形、
 - (iv) (iii)と同様であるが、ジュネーブ条約の批准国ではない加盟国の法に支配される紙の手形、
- (v) 紙の有価証券、

(vi) 紙のトラベラーズチェック、
(vii) 世界郵便連合により定義された紙の郵便為替、

(h) ある支払の内部で、もしくはは有価証券決済システムの内部で、決済代理人、集中清算機関、クリアリングハウス、中央銀行、その他の当該システム参加者などの中で実行される、支払処理（但し28条の適用を妨げない）、

(i) 有価証券資産サービスに関連する支払処理、すなわち配当、収入、その他の配分金、買戻もしくは売却、(h)で言及されている者もしくはは投資会社、信用機関、集団投資企業、投資サービスを提供する資産管理会社、その他の金融証券の保管の資格がある主体などによって実行された支払処理、

(j) 技術サービス提供者によってなされるサービス、すなわち支払サービス提供をサポートするもので、移転される資金の保有にいかなる時点でも至らない者による場合で、データの加工・保管、信用・プライバシー保護サービス、データや主体の認証、ITや通信ネットワークの提供、支払サービスに用いられる端末やデバイスの提供・維持、

(k) 商品もしくはサービスの取得のために、発行者により事業所内でのみ用いられる、もしくは発行者との合意にもとづき、サービス提供者の限定的ネットワーク内で、もしくはは商品もしくはサービスの限定的範囲に関して用いられる、手段によるサービス「吉村・白神一三六頁注八三参照」、

(l) 通信又はデジタルもしくははITデバイスによる支払処理で、購入された商品もしくはサービスが、通信又はデジタルもしくははITデバイスに提供され、それらを通して利用される場合で、これらの業者が利用者と商品もしくはサービスの提供者の間の仲介者としてのみ行動するのではない場合「吉村・白神一三七頁注八五参照」、

(m) 支払サービス提供者、その代理人、支店などの中で、それぞれ自身の計算で実行される支払処理、

(n) 親企業と子企業、もしくはは同一親企業の支店間で、同一グループに属する企業以外の提供者による仲介がない、支払処理「吉村・白神一三七頁注八四参照」、もしくはは

(o) 一人もしくはは複数のカード発行者のために行動する現金自動出納機により、現金引出サービスをなす提供者で、支払口座か

ら現金を引き出す顧客との枠契約の当事者でない者がなす場合、但し、これらの提供者が付録に列挙された他の支払サービスでない場合に限る。

第4条 定義

本指令の目的のために、以下の定義が用いられる…

1. 「本国加盟国」とは、以下のいずれかを意味する…
 - (i) 支払サービス提供者の登記営業所が所在する加盟国、もしくは
 - (ii) 支払サービス提供者が当該加盟国法の下で登記営業所を有しない場合には、その本店が所在する加盟国、
2. 「受入先加盟国」とは、本国加盟国以外で、提供者が代理店もしくは支店を有する、またはそこで支払サービスを提供するところの、加盟国を意味する、
3. 「支払サービス」とは、付録に掲げられた営業活動を意味する、
4. 「支払機関」とは、10条に従い、共同体内で支払サービスを提供し、実行する認可を得た法人を意味する、
5. 「支払処理」とは、支払人もしくは受取人により開始され、支払人と受取人の間の基礎となる債務に関係なく、資金を供与、移動もしくは回収する行為を意味する、
6. 「支払システム」とは、資金移動システムであり、支払処理の処理、清算、決済のための形式的かつ標準化された取り決めと共通のルールを伴うものを意味する、
7. 「支払人」とは、支払口座を有し、その口座からの支払委託を認める自然人もしくは法人、または口座を有しない場合には、支払委託を与える自然人もしくは法人を意味する、
8. 「受取人」とは、支払処理の対象である資金の予定された受取人である、自然人もしくは法人を意味する、
9. 「支払サービス提供者」とは、1条1項で言及された組織と、26条の適用免除の利益を受ける自然人もしくは法人を意味する、
10. 「支払サービス利用者」とは、支払人もしくは受取人又は両者の資格で支払サービスを利用する自然人もしくは法人を意味す

- る、
11. 「消費者」とは、本指令においてカバーされる支払サービス契約において、自己の事業、ビジネス、専門職以外の目的で行動する自然人を意味する、
 12. 「枠契約」とは、将来の、個別的、継起的支払処理の実行を支配し、支払口座を開設しておく際の義務と条件を含むような支払サービス契約を意味する、
 13. 「送金」とは、支払人もしくは受取人の名で支払口座が作成されることなく、当該額を、受取人もしくは受取人のために行動する別の支払サービス提供者に移転する目的だけのために資金が支払人から受領されるか、もしくは資金が受取人のために受領され、かつ受取人の用に供される場合の支払サービスを意味する、
 14. 「支払口座」とは、支払処理の実行のために用いられる、一人もしくは複数の利用者の名で開設される口座を意味する、
 15. 「資金」とは、銀行券、通貨、帳簿金銭、指令2000/46/EC 1条3項(b)において定義されている電子マネー、を意味する、
 16. 「支払委託」とは、支払人もしくは受取人が自己の支払サービス提供者に支払処理の実行を求める指図を意味する、
 17. 「付利息日」とは、ある支払口座から引落もしくはある支払口座に入金した資金の利息の計算のために支払サービス提供者により用いられる参照日を意味する、
 18. 「参照交換率」とは、通貨交換計算の基礎として用いられ、支払サービス提供者によって利用可能とされ、もしくは公衆に利用可能なソースから入手できる、交換率を意味する、
 19. 「認証」とは、支払サービス提供者に、個人化された安全特徴を含め、特定の支払手段の利用を検証することを認める手続を意味する、
 20. 「参照利率」とは、支払サービス提供者が適用される利息の計算をするための基礎として用いられ、支払サービス契約の両当事者によって検証されることができ、公衆に利用可能なソースに由来する利率を意味する、
 21. 「単一識別子」とは、支払サービス提供者により支払サービス利用者に表示された、文字、数字、シンボルの結合で、利用者

- によって、支払処理のために、他の支払サービス利用者とその支払口座を明確に特定できるよう、利用者によって提示されるものを意味する、
22. 「代行者」とは、支払サービスを提供するにつき、支払機関のために行動する、自然人もしくは法人を意味する、
23. 「支払（認証）手段」とは、個人化されたデバイス（かつ／または）利用者と提供者の間で合意された一連の手続であり、利用者が支払委託を開始するために用いられるものを意味する、
24. 「遠隔通信手段」とは、提供者と利用者が物理的に同時存在することなくして、支払サービス契約を締結するために利用される手段を指す、
25. 「耐久性ある媒体」とは、利用者が自分自身の個人情報、情報の目的にかなった形で、将来の一定期間の参照が可能となるよう保管することを可能にし、保管された情報が変更されることなく再生できるような手段を意味する、
26. 「小企業」とは、支払サービス契約を締結した時点において、勧告2003/361/ECの1条、2条1項、3項において定義されている企業であるものを意味する、
27. 「営業日」とは、支払処理の実行に関与する、支払人の提供者もしくは受取人の提供者が、支払処理の実行に必要な営業を遂行している日を意味する、
28. 「口座振替」とは、支払人の口座から引き落とすための支払サービスであり、支払人の同意が受取人、受取人の提供者、もしくは支払人自身の提供者に対して与えられ、それにもとづいて支払処理が受取人によって開始されるものを意味する、
29. 「支店」とは、本店以外の営業所であって、支払機関の一部であり、法人格を有せず、支払機関の事業に内在する取引の一部もしくは全部を実行するものを意味する、本店を他の加盟国に有する支払機関によって同一の加盟国内に設置された複数の営業所は、単一の支店とみなされる、
30. 「グループ」とは、親会社、子会社、および親会社と子会社が持株会社や指令83/349/EECの12条1項で言及される関係に相互に立つ企業を有するものからなるグループ企業を意味する。

第2編 支払サービス提供者

第1章 支払機関

第1節 一般規定

第5条 認可の申請

- 支払機関として認可を受けるためには、本国加盟国の管轄当局に、以下のものと併せて、申請がなされる必要がある…
- (a) 特に意図する支払サービスのタイプを明記した事業計画、
 - (b) 最初の三財務年間の予想予算計算で、申請者が健全に運営するために相当なシステム、リソース、手続を利用できるかを示すものを含む営業計画、
 - (c) 支払機関が6条で規定された当初資本を保有することの証拠、
 - (d) 9条1項で言及された支払機関については、9条に従い、利用者の資金を保護するためにとられる措置の記載、
 - (e) 申請者のガバナンス措置と、経営的リスク管理と会計手続を含む内部統制メカニズムの記載で、これらのガバナンス措置、統制メカニズム、手続が、比例的で、健全で、適当であることを示すもの、
 - (f) 指令2005/60/ECと、二〇〇六年一月一五日の資金移動に伴う支払人の情報に関する欧州議会と理事会の規則(EO) No. 1781/2006 [25] のもとで、申請者が、マネーロンダリングとテロリスト金融に関する義務に應ずるため確立した内部統制メカニズムの記載、
 - (g) 意図する代理店、支店の記載、並びにアウトソーシングと、その内外の支払システムへの参加についての記述を含む申請者の組織の記載、
 - (h) 指令2006/48/ECの4条11項の意味で直接もしくは間接に申請者を一定の規模で保有する者の名称、保有の規模、それらが支払機関の健全かつ注意深い運営を確保するための要求を考慮した上で適性であることの証拠、

(i) 取締役、支払機関の管理責任者、支払機関の支払サービス活動の管理責任者の氏名、それらの者がよい評判を有し、支払機関の本国加盟国によって決定されている、支払サービスを実行するためにふさわしい知識と経験を有することの証拠、

(j) 二〇〇六年五月一七日の、年次報告書の法令に基づく監査と連結決算に関する、欧州議会と理事会の指令 2006/43/EC [26] に規定された、法令による監査人と監査会社の名称、

(k) 申請者の法的地位と定款、

(1) 申請者の本社の所在地。

(d)(e)(g)の目的のために、申請者は、それによって利用者の利益を保護し、支払サービスの実行の継続性と信頼性を確保するあらゆる手段を執ったといえるために、監査措置、組織措置の記述を提供する。

第6条 当初資本

加盟国は、支払機関に、認可時に、以下の、指令 2006/48/EC の 57 条 (a) (b) で定義されている項目からなる、当初資本を保有することを要求する：

- (a) 支払機関が、付録第 6 点に掲載されている支払サービス「送金」のみを提供する場合には、その資本は、いかなる時点でも、二〇〇〇〇〇ユーロを下回らないこと、
- (b) 支払機関が、付録第 7 点に掲載されている支払サービスを提供する場合には、その資本は、いかなる時点でも、五〇〇〇〇ユーロを下回らないこと、かつ
- (c) 支払機関が、付録第 1 点から第 5 点に掲載されている支払サービスを提供する場合には、その資本は、いかなる時点でも、一二五〇〇〇〇ユーロを下回らないこと。

第7条 自己資金

1. 支払機関の自己資金は、指令 2006/48/EC の 57、61、63、66 条に定義されているように、本指令の 6 条、8 条の要求額の高さを下回ってはならない。

2. 加盟国は、支払機関が、別の支払機関、信用機関、投資会社、資産管理会社、もしくは保険会社と同じグループに属する場合に、自己資金の属する要素を重複して利用することを妨げるのに必要な措置をとる。この項は、支払機関がハイブリッドな性格を有し、付録に示された支払サービスの提供以外の活動を営む場合にも適用される。

3. 指令2006/48/ECの69条に規定された条件に該当する場合には、加盟国もしくはその管轄当局は、指令2006/48/ECに従い、親信用機関の連結監査に含められる、支払機関に、本指令8条を適用しない選択ができる。

第8条 自己資金の計算

1. 6条に規定される当初資本要件にもかかわらず、加盟国は、加盟国法に従い管轄当局により決定された、以下の三つの方法のうちの一つに従い計算された自己資金を常に保有するよう、支払機関に要求する…

方法 A

支払機関の自己資金は、前年の固定総経費の少なくとも一割である。当局は、この要件を、前年以降の当該支払機関の営業における実質的変更が生じた場合に調整することができる。支払機関が計算時期において丸一年の営業をしていない場合には、この要件は、この計画に当局による調整が必要な場合を除き、その資金が営業計画において予定された固定総経費の少なくとも一割となることである。

方法 B

支払機関の自己資金が少なくとも2項で定義された変数kによって乗じた、以下の要素の合計であること、PVは当該支払機関が前年に実行した支払処理の合計額の12分の1を示す…

- (a) 五〇〇万ユーロまでのPVスライスの四・〇パーセント、プラス
- (b) 五〇〇万ユーロを越え一〇〇〇万ユーロまでのPVスライスの二・五パーセント、プラス
- (c) 一〇〇〇万ユーロを越え一億ユーロまでのPVスライスの一パーセント、プラス
- (d) 一億ユーロを越え二億五〇〇〇万ユーロまでのPVスライスの〇・五パーセント、プラス

(e) 二億五〇〇〇万ユーロを越える P V スライス〇・二五パーセント。
方法 C

支払機関の自己資金は、少なくとも、(a) で定義された基準指標を、(b) で定義された乗算要素と、2 項で定義された要素 k を掛け合わせたものである。

(a) 基準指標は、以下の合計：

- 利息収入、
- 利息出費、
- 手数料の収入、および
- それ以外の営業収入。

各要素は、プラスマイナス符号を付記すること。異常もしくは不規則な収入は、基準指標の計算に用いてはならない。サービスの第三者への外部委託による出費は、それが本指令による監督に従う企業に由来するものである場合には、基準指標を減じることができ。基準指標は、前年次末において一二月月の観察をもとに計算される。基準指標は、前年次全体にわたって計算される。しかし、方法 C により計算される自己資金は、基準指標の過去三年の平均の八〇パーセントを下回ることはできない。監査を受けた数字が得られない場合には、ビジネス評価を用いることができる。

(b) 乗算要素は：

- (i) 二五〇万ユーロまでは、基準指標スライスの一〇パーセント、
- (ii) 二五〇万ユーロから五〇〇万ユーロまでは、基準指標スライスの八パーセント、
- (iii) 五〇〇万ユーロから二五〇〇万ユーロまでは、基準指標スライスの六パーセント、
- (iv) 二五〇〇万ユーロから五〇〇〇万ユーロまでは、基準指標スライスの三パーセント、
- (v) 五〇〇〇万ユーロを越える場合は、一・五パーセント。

2. 方法 B C で用いられるスライド係数 k は…
- (a) 支払機関が付録第 6 点に掲げられた支払サービスのみを提供する場合とは〇・五、
- (b) 支払機関が付録第 7 点に掲げられた支払サービスを提供する場合とは〇・八、
- (c) 支払機関が付録第 1 点から第 5 点に掲げられた支払サービスを提供する場合には一。
3. 当局は、当該支払機関のリスク管理プロセス、リスク損失データベース、内部管理メカニズムの評価に基づき、支払機関に 1 項に従い選択された方法の適用から帰結する額より、上限二〇パーセントの範囲でより高い自己資金額を保有するよう要請でき、もしくは下限二〇パーセントの範囲でより低い自己資金額の保有を許容できる。

第 9 条 保護措置要件

1. 加盟国もしくは管轄当局は、付録に列挙された支払サービスのいずれかを提供し、かつ同時に 16 条 1 項 (c) で言及されたそれ以外のビジネスに携わる支払機関に、支払サービス利用者から受領した資金もしくは支払処理の履行のために他の支払サービス提供者を通して受領した資金を、以下のように保護するよう要求する…

(a) 上記の資金は、当該資金が保有される支払サービス利用者以外の、自然人もしくは法人の資金と、いかなる時点においても、混合されてはならず、それらが、受領された日に続く一営業日の終わりにおいてなお、当該支払機関によって保有され、受取人もしくは別の支払サービス提供者に引き渡されていない場合には、信用機関の別口座に預け入れされるか、もしくは本国加盟国の当局によって定義される、安全、低リスクな当座資産に投資される、かつ

(b) 上記の資金は、加盟国法に従い、支払サービス利用者のために、当該支払サービスの提供者の他の債権者の請求に対して、とりわけ無資力の場合に、隔離される、もしくは

(c) 上記の資金は、保険または、支払機関と同じグループには属さない、保険会社もしくは信用機関による同等の担保によって、保険やその他の担保が存在しない場合に隔離されたであろう額について、支払機関がその財政的債務に対応できない場合に支払

われる形で、カバーされる。

2. 支払機関が1項により資金を保護する必要があり、その資金の一部が将来の支払処理に使われ、残部が非支払サービスに使われる場合、将来の支払処理に使われる資金部分も、1項の要件に服する。この部分が変わるかもしれない場合にも、加盟国は、支払機関に、この項を、支払サービスのために使われると考えられる代表的部分を基礎に適用することを認める、但し、代表的部分が管轄当局を満足させる程度の歴史的データを基礎に合理的に評価されうることを条件とする。

3. 加盟国もしくは管轄当局は、16条1項(c)で言及されるその他のビジネス活動に携わらない支払機関も本条の1項の保護要件に従うよう要求できる。

4. 加盟国もしくは管轄当局は、個別で六〇〇ユーロの閾値を超える、支払サービス利用者の資金に、上記の保護措置要件を制限することができる。

第10条 認可の付与

1. 加盟国は、1条1項(a)から(c)までと(e)(f)で言及されているもの以外の企業と、26条の適用軽減の利益を享受する法人もしくは自然人以外の企業で、支払サービスを提供しようとするものは、サービス提供開始の前に、支払機関としての認可を得るよう要求する。認可は、ある加盟国内に開業された法人のみに許与される。

2. 認可は、申請書に伴う情報と証拠が5条のすべての要件を満たしており、かつ、申請書の精査の上での、管轄当局の総合的評価が良好な場合に、与えられる。管轄当局は、認可付与の前に、国内中央銀行もしくは関連公機関に諮問することができる。

3. その本国加盟国法によれば、登記された事務所を有する必要がある支払機関は、その登記事務所と同じ加盟国に、本店を有する必要がある。

4. 管轄当局は、以下の場合にのみ、すなわち、支払機関の健全かつ慎重な管理を確保する必要がある上で、当該支払機関が支払サービス事業のための頑健なガバナンス体制を有している場合にのみ認可を付与する、ここには、十分定義され、透明で、一貫した責任体制、生じうるリスクを特定、管理、監視、報告する有効な措置、健全な管理、計算手続を含む適切な内部統御メ

カニズム、が含まれる、かような体制、手続、メカニズムは包括的で、当該支払機関によって提供される支払サービスの性質、規模、複雑さに相応なものである必要がある。

5. 支払機関が付録に列挙された支払サービスのいずれかを提供し、かつ同時にそれ以外の事業をなす場合には、管轄当局は、当該支払機関の支払サービス以外の活動が、当該支払機関の財政的健全さを、もしくは本指令により課せられるすべての義務を当該支払機関が遵守しているかを管轄当局が監視する能力を、害するか害する恐れがある場合に、支払サービス事業について別の主体の設立を要請できる。

6. 管轄当局は、支払機関の健全かつ慎重な管理を確保する必要を考慮して、重要な地位を占める株主もしくは社員の適性について疑いを抱く場合には、認可の付与を拒否する。

7. 支払機関と他の自然人もしくは法人との間に指令 2006/48/EC の 4 条 46 項において定義された緊密な関係が存在する場合には、管轄当局は、この結合が自己の監督権能の有効な行使を妨げない場合にのみ認可を付与する。

8. 管轄当局は、支払機関が緊密な関係を有する自然人もしくは法人を支配する第三国の法、規則、行政規定もしくはそれらの執行に関わる困難が自己の監督権能の有効な行使を妨げない場合にのみ、認可を与える。

9. 認可は、すべての加盟国において有効であり、当該支払機関に共同体内で支払サービスを提供することを、サービス提供の自由もしくは設立の自由の下で、サービスが認可によってカバーされているという条件下で、認める。

第11条 決定の通知

申請の受領時もしくは、申請が不完全であった場合には決定に必要な情報のすべてが受領された時から三ヶ月以内に、管轄当局は申請者に認可が付与されるか拒否されるかを通知する。認可が拒否される場合には、理由が付される。

第12条 認可の取消

1. 管轄当局は、支払機関に付与された認可を以下の場合にのみ取り消すことができる…
- (a) 当該機関が、一二月以内当該認可を利用しないか、明示に認可を放棄するか、六ヶ月以上営業しない場合で当該加盟国

にかような場合に認可の失効規定がない場合、

- (b) 当該機関が認可を虚偽記載もしくはそれ以外の不正規な手段で取得した場合、
- (c) 当該機関がもはや認可付与の条件を満たしていない場合、
- (d) 当該機関がその支払サービス営業を継続することで支払システムの安定性に対する脅威を構成する場合もしくは、
- (e) 国内法が認可の取消を規定する場合の一つに該当する場合。

2. 認可の取消には理由が付けられ、関係者に通知される。

3. 認可の取消は公表される。

第13条 登録

加盟国は、認可支払機関、その支店、26条の適用軽減を享受する自然人もしくは法人、その支店、および2条3項で言及され、国内法の下で支払サービスを提供する権限を有する機関の、公的登録簿を作成する。それらのものは本国加盟国の登録簿に記載される。

この登録簿は、支払機関が認可されている支払サービス、もしくは自然人もしくは法人が登録されている支払サービスを特定する。認可支払機関は、26条により登録された自然人もしくは法人から区別して、登録簿に記載される。登録簿は、閲覧のために公開され、オンラインでアクセス可能とされ、定期的に更新される。

第14条 認可の維持

ある変更が5条によって提供された情報、証拠の正確性に影響する場合には、当該支払機関は、遅滞なく、その本国加盟国の管轄当局に通知する必要がある。

第15条 計算および法令監査

1. 指令78/660/EEC、指令83/349/EEC、86/635/EECおよび国際計算基準の適用に関する二〇〇二年六月一九日の欧州議会と理事会の規則(EC)1606/2002「27」は、支払機関に準用される。

2. 指令 78/660/EEC、83/349/EEC、86/635/EEC によって除外されない限りで、支払機関の年次計算報告書と連結計算報告書は、指令 2006/43/EC の意味において法令監査人もしくは監査会社によって監査される。
3. 加盟国は、監督目的のために、支払機関が、監査人の報告の対象となる、付録に列挙された支払サービスと 16 条 1 項で言及されている活動に関する計算情報を別個に要求する。この報告は、法令監査人もしくは監査会社によって作成される。
4. 指令 2006/48/EC の 53 条に規定されている義務は、支払サービス活動に関して、支払機関の法令監査人もしくは監査会社に準用される。

第 16 条 活動

1. 支払機関は、付録に列挙された支払サービスの提供以外に、以下の活動に従事できる…
- (a) 支払処理の実行の確保、外国為替、保護措置活動、データの保管と加工などの、操作的で、支払サービスと緊密に関連した補助的サービス、
- (b) 支払システムの運用、但し 28 条の適用を妨げない、
- (c) 共同体法と加盟国法を考慮した上で、支払サービスの提供以外のビジネス活動。
2. 支払機関が付録に列挙された支払サービスの提供に携わる場合、もっぱら支払処理のために用いられる支払口座を保有できる。支払機関が支払サービス利用者から、支払サービス提供に関して受領した資金は、指令 2006/48/EC の 5 条の意味での、預金もしくはその他の引出可能な資金、または指令 2000/46/EC の 1 (3) 条の電子マネー、を構成しない。
3. 支払機関は、以下の要件が満たされる場合のみ、付録の 4、5、7 点において言及された支払サービスに関連し、信用を与えることができる…
- (a) 信用が補助的なものであり、支払処理の実行にもっぱら関連して付与されること、
- (b) クレジットカードにもとづく信用供与に関する国内法ルールにもかかわらず、支払に関連して供与され、10 条 9 項、25 条に従い実行された信用は、いかなる場合であっても一二ヶ月を超えない短期に返済される、

- (c) 上記の信用は、支払処理を執行する目的で受領されもしくは保有される資金から供与されてはならない、かつ
 - (d) 当該支払機関の自己資金は、いかなる時点においても、監督官庁の満足する程度に、供与された信用の総額にふさわしいものであること。
4. 支払機関は、指令 2006/48/EC の 5 条の意味での預金もしくは払戻し可能な資金を保有する事業を行ってはならない。
 5. この指令は、指令 87/102/EEC を国内法化する措置を妨げない。本指令はまた、本指令によって調和させられていない、消費者に対する信用供与の条件に関する、他の共同体法もしくは国内法を妨げない。
- 第2節 その他の要件
- 第17条** 活動がその者にアウトソースされた、代行者、支店の利用
1. 支払機関が代行者を通じて支払サービスを提供しようとする場合には、以下の情報をその本国加盟国の管轄当局に通知する。
 - (a) 代行者の名称と所在地、
 - (b) 代行者によって、指令 2005/60/EC によるマネーロンダリング、テロリスト金融に関する義務に対応するために行使される、内部統制機構の記載、かつ
 - (c) 支払サービス提供に際し行使される、代行者管理について責任ある支配人の身元と、それらが適切な人物である証拠。
 2. 管轄当局が1項による情報を受領した場合には、13条に規定されている登録簿に当該代行者を記載することができる。
 3. 管轄当局が、提供された情報が不正確と考える場合には、登録簿に記載する前に、情報を検証するためにさらなる行動を取ることができる。
 4. 管轄当局が情報の検証の行動をとった後に、1項により提供された情報が正確であると満足しない場合には、13条により提供される登録簿に当該代行者の掲載を拒否する。
 5. 支払機関が代行者を従事させることで他の加盟国で支払サービスを提供しようとする場合には、25条に規定された手続を踏

む。この場合に、代行者が本条に基づき登録される前に、本国加盟国の管轄当局は、受入先加盟国の管轄当局に、代行者を登録する自己の意図を通知し、受入先加盟国の管轄当局の意見を考慮する。

6. 受入先加盟国の管轄当局が、代行者の従事もしくは支店の開設に関連して、指令2005/60/ECの意味でのマネーロンダリングもしくはテロリスト金融が生じ、もしくは試みられた、または代行者の従事もしくは支店の開設がそれらのリスクを増大させうると考える合理的な理由を有する場合には、その旨を本国加盟国の管轄当局に通知し、後者は、代行者もしくは支店の登録を拒否するか、既になされている登録を取り消すことができる。

7. 支払機関が支払サービスの操作機能を外部委託しようとする場合には、本国加盟国の管轄当局に通知する。

重要な操作機能の外部委託は、支払機関の内部制御の質を著しく減じ、支払機関が本指令に規定された義務を遵守しているかを管轄当局が監督する能力を減ずる形では、行ってはならない。

第2副項の目的について、操作機能は、その実行の欠陥もしくは失敗がはなはだしく支払機関のこの章の下で要求される認可の要件もしくは本指令でのその他の義務との継続的対応、その財政的能力、支払サービスの健全性もしくは継続性を危うくする場合には、重要とみなされる。加盟国は、支払機関が重要な操作機能を外部委託する場合には、支払機関が以下の諸条件に対応するよう確保する…

- (a) 外部委託が業務指揮の使命の委託にならないこと、
- (b) 支払機関の支払サービス利用者との、本指令の下での、関係と義務が変更されないこと、
- (c) 支払機関が本章の下で、認可されるため、かつ認可され続けるために、対応する必要がある条件がそなわれないこと、かつ
- (d) 支払機関の認可が付与されたところの、その他の条件のいずれも、除去もしくは修正されていないこと。

8. 支払機関は、支払機関のために行動する、代行者もしくは支店が、支払サービス利用者へのこの事実を通知するよう確保する。

第18条 責任

1. 加盟国は、支払機関が操作機能の実行について第三者に依拠する場合には、支払機関が本指令の要件が遵守されるよう確保するための合理的な措置を執るよう、確保する。

2. 加盟国は、支払機関に、外部委託されている活動についての、その従業員、代行者、支店の行動について、完全な責任を負い続けることを要請する。

第19条 記録保管

加盟国は、指令2005/60/ECやその他の共同体法、国内法を妨げずに、本章の目的のために、支払機関にすべての重要な記録を少なくとも5年間保管することを要請する。

第3節 管轄当局と監督

第20条 管轄当局の任命

1. 加盟国は、本章の下で規定された義務を履行するものとされている支払機関の認可と監督の責を負う管轄当局として、公的当局、または国内法もしくは、国内法によってこの目的のために明示に権限を与えられた公的機関（中央銀行を含む）によって承認された団体、を任命する。

管轄当局は、経済団体からの独立を担保し、利益の衝突を回避する。第1段落を妨げず、支払機関、信用機関、電子マネー機関、もしくは郵便局振替機関は、管轄当局として任命されない。

加盟国はコミッションに以上の点について通知する。

2. 加盟国は、1項で任命された管轄当局がその義務の履行に必要な能力のすべてを保有するよう確保する。

3. 本章でカバーされる事項について、二つ以上の管轄当局が存在する場合には、加盟国は、複数の当局がそれぞれの義務を有効に履行できるように緊密に協働することを確保する。同じことが、本章でカバーされる事項について権限ある当局が、信用機関の監督に責ある当局ではない場合にも妥当する。

4. 1項で任命された管轄当局の使命は、本国加盟国の管轄当局の責任である。

5. 1項は、管轄当局が、付録で列挙された支払サービスの提供と16条1項(a)で列挙された活動以外に、支払機関の営業活動を監督する要請を含むものではない。

第21条 監督

1. 加盟国は、管轄当局によって本章との継続的対応をチェックするために行使される統制が、比例しており、適当であり、支払機関がさらされている危険に機敏であることを確保する。

この章との対応をチェックするために、管轄当局は、以下の手順を踏む権限を有する、特に…

- (a) 遵守を監督するに必要な情報の提供を支払機関に求めること、
- (b) 支払機関、支払機関の責任で支払サービスを提供する代行者もしくは支店、活動が外部委託されているもの、に対する現場での検査を実行すること、

- (c) 勧告、ガイドライン、拘束力ある行政規定を発令すること、
- (d) 12条で言及された場合における認可の停止もしくは取消。

2. 認可の取消の手續と刑法の諸規定を害さずに、加盟国は、管轄当局が、支払サービス事業の監督と追跡に関する法、規則、もしくは行政規定に反した、支払機関もしくは有効に支払機関の営業を統制する者に対して、罰則を課し、もしくは違反もしくはその原因を終わらせるための措置をとることができるよう規定する。

3. 6条、7条1項2項、8条の要件にもかかわらず、加盟国は、管轄当局が、本条1項に規定されている措置を、支払サービスのための十分な資本を確保するために、特に、支払機関の支払サービス以外の活動が、支払機関の財政的健全さを損なうか、損なう恐れがある場合に、執る権限があることを確保する。

第22条 職業上の秘密

1. 加盟国は、管轄当局のために働いているもしくは働いたすべての者、管轄当局のために活動する専門家が、刑法によりカバーされる場合を妨げずに、職業上の秘密保持義務に拘束されるよう確保する。

2. 24条による情報の交換において、職業上の秘密は、個人ならびに営業の権利の保護を確保するために厳格に適用される。
3. 加盟国は、本条を、指令2006/48/ECの44条から52条までを考慮しつつ、適用できる。

第23条 裁判所への提訴権

1. 加盟国は、管轄当局が支払機関に対して、本指令に従い採用された法、規則、行政規定に従い、なした判断が、裁判所において争えるよう確保する。
2. 1項は、不作為についても適用される。

第24条 情報の交換

1. 異なる加盟国の管轄当局は、相互に、また、必要な場合には、欧州中央銀行、加盟国の中央銀行、支払サービス提供者に適用される共同体立法もしくは国内立法によって任命された、その他の管轄当局と協働する。

2. 加盟国は、さらに、管轄当局と以下のものとの情報交換を認める…

- (a) 支払機関の認可と監督を担当する、他の加盟国の管轄当局、
- (b) それらの通貨当局、監督当局としての権限における欧州中央銀行と加盟国の中央銀行、支払・決済システムの監督を担当する、その他の公的機関、
- (c) 本指令、指令95/46/EC、指令2005/60/EC、その他の、支払サービス提供者に適用可能な共同体立法、例えば個人情報加工に関する個人の保護に適用可能な立法や、マネーロンダリング、テロリスト金融に適用可能な立法、のもとで任命された機関。

第25条 設立の権利の行使とサービス提供の自由

1. 自己の本国加盟国以外の加盟国において、設立の権利もしくはサービス提供の自由の行使として、初めて支払サービスを提供しようとする認可支払機関は、その旨を本国加盟国の管轄当局に通知する。

この情報の受領後一月以内に、本国加盟国の管轄当局は、受入先加盟国の管轄当局に、支払機関の名称と所在地、支店管理を担

当するものの名称、その組織構造、受入先加盟国において提供しようとする支払サービスの種類を通知する。

2. 別の加盟国に所在する支払機関の活動が外部委託されているところの、代行者、支店、などについて、21条に規定されている監督や必要な措置の実行するために、本国加盟国の管轄当局は、受入先加盟国の管轄当局と協働する。

3. 1項、2項による協働のために、本国加盟国の管轄当局は、受入先加盟国において現場の検査を実行する意図をいใดく場合には、受入先加盟国の管轄当局に通知する。

しかし、本国加盟国の管轄当局は、当該機関の現場検査を実行する使命を受入先加盟国の管轄当局に委託することができる。

4. 管轄当局は、相互に、すべての本質的なかつ・もしくは重要な情報を提供し合う、特に、活動が外部委託されている、代行者、支店などによる違反もしくはその疑いがある場合において。この点で、管轄当局は、要請により、すべての適切な情報を提供し、自発的に、すべての本質的な情報を提供する。

5. 1項から4項は、指令2005/60/EC、規則(EC) No 1781/2006、特に指令2005/60/ECの37条1項、規則(EC) No 1781/2006の15条3項による管轄当局の要件遵守の監督、監視の義務を妨げない。

第4節 適用制限

第26条 条件

1. 13条にもかかわらず、加盟国は自ら、もしくは自己の管轄当局に、第1節から第3節(20、22、23、24条を除く)に規定されている手続と条件のすべてもしくは一部の適用を以下の場合に制限し、13条で規定された登録簿に自然人もしくは法人を登録することができる：

(a) 当該主体によって(全責任を負う代行者も含む)、直近一二ヶ月に実行された支払処理の総額の平均が月三〇〇万ユーロを超えないこと。この要件は、予定の調整が管轄当局によって要請されない限りで、その営業年における支払処理の予定総額に照らして評価される、かつ

(b) 当該営業の管理もしくは運営について責ある自然人のいずれもマネーロンダリング、テロリスト金融、その他の金融犯罪に

関係する罪で有罪となっていないこと。

2. 1項により登録された自然人もしくは法人は、その本店もしくは所在地を現実に営業をなす加盟国に有する必要がある。
3. 1項で言及されたものは、10条9項と25条が適用されないことを除き、支払機関として扱われる。
4. 加盟国は、また、1項により登録された自然人もしくは法人が16条で列挙された活動のうちの特定のものだけに従事できることを規定することができる。
5. 1項で言及されたものは、同項で規定された条件に関する自己の変更を管轄当局に通知する。加盟国は、もはや1、2、4項で規定された条件が満たされない場合には、そのものが三〇日以内に10条で規定された手続きに従い認可を求めようとするための必要な措置を執る。
6. 本条は、指令2005/60/ECの規定もしくは国内法の反マネーロンダリング規定については適用されない。

第27条 通知と情報

加盟国が26条で規定された適用制限を用いる場合には、その旨を二〇〇九年一月一日までにコミッションに通知し、後に変更する場合には直ちに通知する。加えて、加盟国は、当該自然人と法人の数と、各年の一月三十一日に、実行された支払処理の総額を、26条1項(a)で言及するように、コミッションに通知する。

第2章 通則規定

第28条 支払システムへのアクセス

1. 加盟国は、法人である、認可もしくは登録された支払サービス提供者のアクセスルールが、客観的であり、非差別的で、相応なものであるよう、またこのルールが決済リスク、運用リスク、事業リスクなどの特定のリスクに対する防御として、支払システムの財政的、運用上の安定性の保護として、必要な程度を越えてアクセスを禁止しないよう、確保する。

支払システムは、支払サービス提供者、支払サービス利用者、もしくはその他の支払システムに、以下の要件のいずれも課すことはない。

(a) 他の支払システムに有効に参加することに制限的なルール、
 (b) 認可支払サービス提供者の間で、もしくは登録支払サービス提供者の間で、参加者の権利義務に関して差別するルール、もしくは

(c) 組織上の地位に基づく制限。

2. 1項は、以下の場合に適用されない…

(a) 指令98/26/ECのもとで任命された支払システム、

(b) あるグループに属する支払サービス提供者からもっぱらなる支払システムで、その構成員が資本で結合しており、そのうちの一つが、他の構成員に有効な支配を及ぼす場合…

(c) 単一の支払サービス提供者が（単一主体であれ、グループとしてであれ）以下のような支払システム…

— 支払人と受取人の双方の支払サービス提供者として行動するか、行動し得、もっぱら当該システム管理に責を負うこと、かつ

— 他の支払サービス提供者にシステムへの参加を許可し、後者は支払システムについて料金交渉の権利を有しないこと、自ら支払人、受取人との関係で価格設定することができるとしても。

第29条 支払サービス提供者以外の者が支払サービスを提供することの禁止

加盟国は、支払サービス提供者である自然人もしくは法人でもなく、また、本指令の適用範囲から明示に排除されてもいないものが、付録で列挙された支払サービスを提供することを禁止する。

第3編 支払サービスに関する取引条件の透明性及び情報提供要件

第1章 通則

第30条 適用範囲

1. 本編は単一支払処理、枠契約、それらによってカバーされる支払処理に適用される。

2. 加盟国は、本編の規定が消費者と同様に小企業にも適用されるよう規定することができる。
3. 本指令は、指令 87/102/EEC を国内法化する措置を妨げない。本指令は、また、本指令によって調和させられていない消費者信用の条件に関する、他の共同体法もしくは国内立法を妨げない。

第31条 共同体立法におけるその他の規定

本編の規定は、契約締結前の情報提供に関する付加的要件を含むその他の共同体立法を妨げない。

しかし、指令 2002/65/EC が適用される場合には、当該指令の 3 条 1 項に規定されている情報提供要件は、当該条文の 2 項 (c) から (g) までと 3 項 (a)、(d)、(e)、4 項 (b) を除いて、本指令の 36、37、41、42 条によって置きかえられる。

第32条 情報提供の対価

1. 支払サービス提供者は、本編における情報を提供するに際し、支払サービス利用者に課金してはならない。
2. 支払サービス提供者と支払サービス利用者は、付加的もしくはよりひんばんな情報提供、または枠契約において特定された通信手段以外による送信が、支払サービス利用者の要請で提供される場合には、それらの料金を合意することができる。

3. 支払サービス提供者が第 2 項に従い情報について課金できる場合、それらは相当なものであり、当該支払サービス提供者の実費用と調和するものである必要がある。

第33条 情報提供要件についての立証負担

加盟国は、支払サービス提供者が本編に規定されている情報提供要件に従ったことの立証負担は、支払サービス提供者にあることを規定できる。

第34条 低価値支払手段と電子マネーについての情報提供要件の特則

1. 枠契約によれば、三〇ユーロを超えない個別支払処理のみを扱う、もしくは利用上限一五〇ユーロか、いかなる場合でも一五〇ユーロを超えない資金を保管する、支払手段の場合には…
- (a) 41、42、46 条と異なり、支払サービス提供者は、支払人に、支払サービスの主要な特徴に関する情報（支払手段の利用方法、

責任、課金、情報を提供された上での判断をするのに必要な、その他の重要情報、どこで42条で規定されているその他の情報と条件が容易にアクセスできる方法で利用できるかの記載、を含む)のみを提供する、

(b) 44条と異なり、支払サービス提供者は、41条1項に規定されていると同じ方法では、枠契約の条件の変更を提案する必要はないと合意できる、

(c) 47、48条と異なり、支払処理の実行後について、以下のように合意できる…

(i) 支払サービス提供者は、支払サービス利用者が支払処理、支払処理の総額、課金、同じ受取人に複数の同種の支払処理がなされた場合には、その支払処理の総額と課金の情報、を確認できるように参照のみを提供もしくは利用可能にする。

(ii) 支払サービス提供者は、支払手段が匿名で利用される場合、もしくは支払サービス提供者が技術的に提供する立場にない場合には、(i)で言及された情報を提供もしくは利用可能にする義務を負わない。

2. 国内支払処理については、加盟国もしくは管轄当局は、1項で言及された額を減じもしくは倍することができる。前払支払手段に関しては、加盟国はその額を五〇〇ユーロまで増加させることができる。

第2章 単一支払処理

第35条 適用範囲

1. 本章は枠契約によってカバーされない単一支払処理に適用される。

2. 単一支払処理のための支払委託が枠契約によってカバーされる支払手段によって送信された場合、支払サービス提供者は、支払サービス利用者が別の支払サービス提供者との枠契約を基礎に既に与えられている、もしくは与えられるであろう情報を提供もしくは利用可能とする義務を負わない。

第36条 契約締結前の一般的情報提供

1. 加盟国は、支払サービス利用者が単一支払サービス契約もしくはその申込みにより拘束される前に、支払サービス提供者は、容易にアクセスできる状態で、利用者に、37条で特定された情報と条件を利用可能なものとするよう、要請する。利用者の要求

により、提供者は当該情報と条件を、紙もしくははその耐久性のある媒体により提供する。情報と条件は、容易に理解可能な言葉で、明確かつわかりやすい形式で、支払サービスが提供される加盟国の公用言語で、もしくは当事者が合意した別の言語で、提供される。

2. 単一支払サービス契約が、支払サービス利用者の求めに応じて、提供者が1項に従うことができないような遠隔通信手段を用いて締結された場合、提供者は1項による義務を支払処理実行後直ちに履行する。

3. 1項の義務は、単一支払サービス契約案の写しもしくは37条に特定された情報と条件を含む支払委託案の提供によっても履行することができる。

第37条 情報と条件

1. 加盟国は、以下の情報と条件が、利用者に提供もしくは利用可能とされるよう、確保する…

(a) 支払委託が適切に実行されるために、利用者によって提供されるべき、情報もしくは単一識別子の特定、提供される支払サービスの最大実行時間、

(c) 利用者が提供者に支払う必要のあるすべての料金と、可能な場合には、課金額の分類、

(d) 支払処理に適用される現実の為替レートもしくは参照為替レート、

2. 42条で特定されている、それ以外の重要な情報と条件は、容易にアクセス可能な状態で、利用者に供せられる。

第38条 支払委託受領後の支払人のための情報

支払人の支払サービス提供者は、支払委託受領後直ちに、支払人に対して、以下の情報を、36条1項に規定されたのと同様に、提供もしくは利用可能とする…

(a) 支払人が支払処理を特定できる参照と、必要があれば、受取人に関する情報、

(b) 支払委託に用いられた通貨による支払処理の額、

(c) 支払人が支払う、当該支払処理の課金額と、その内訳、

(d) 37条1項(d)により提供される率と異なる場合には、提供者によって支払処理に用いられた交換率もしくはその参照と通貨換算後の支払処理額、かつ

(e) 支払委託受領の日付。

第39条 実行後の受取人のための情報

支払人の支払サービス提供者は、支払委託受領後直ちに、受取人に対して、以下の情報を、36条1項に規定されたのと同様に、提供もしくは利用可能とする…

- (a) 受取人が支払処理と、適切な場合には、支払人を特定できる参照と、支払処理とともに移転された情報、
- (b) 受取人が使える通貨における支払処理の額、
- (c) 受取人が支払う、当該支払処理の課金額と、その内訳、
- (d) 受取人の支払サービス提供者によって支払処理に用いられた交換率と、通貨換算前の支払処理の額、
- (e) 貸方記入付利息日。

第3章 枠契約

第40条 適用範囲

本章は、枠契約によってカバーされる支払処理に適用される。

第41条 契約締結前の一般的情報提供

1. 加盟国は、支払サービス利用者が枠契約もしくはその申込みにより拘束される前のしかるべき時期に、支払サービス提供者は、利用者に、42条で特定された情報と条件を紙もしくはその他の耐久性のある媒体により提供するよう、要請する。情報と条件は、容易に理解可能な言葉かつ、明確かつわかりやすい形式で、支払サービスが提供される加盟国の公用言語もしくは当事者が合意した別の言語で、提供される。

2. 枠契約が、支払サービス利用者の求めに応じて、提供者が1項に従うことができないような遠隔通信手段を用いて締結され

た場合、提供者は1項による義務を粹契約締結後直ちに履行する。

3. 1項の義務は、42条に特定された情報と条件を含む粹契約案の写しの提供によっても履行することができる。

第42条 情報と条件

加盟国は、以下の情報と条件が、支払サービス利用者に提供されるよう、確保する…

1. 支払サービス提供者に関し…

(a) 支払サービス提供者の名称、その本店の地理上の所在地、支払サービスが提供される加盟国に設立されている代行者もしくは支店の地理上の所在地、電子メールアドレスなど支払サービス提供者との通信に必要な、その他のアドレス、かつ

(b) 監督当局、13条で提供される登録簿もしくはその他の、認可された提供者の公的登録簿、登録番号もしくはその登録簿で用いられている同等の識別手段の詳細、

2. 支払サービス利用に関し、

(a) 提供される支払サービスの主要な特徴の記述、

(b) 支払委託が適正に実行されるために、利用者から提供されるべき、情報もしくは単一識別子の明細、

(c) 54、66条に従い、支払処理実行の同意を与え、撤回をするための形式と手続、

(d) 64条に規定された支払委託受領時点の参照と、もしあれば、提供者によって設定された締切時点、

(e) 提供される支払サービスの最大実行時間、

(f) 55条1項に従って支払手段を利用するについて利用上限の合意が可能かどうか、

3. 課金、利息、交換率に関し、

(a) 利用者によって提供者に支払われるすべての課金とその内訳、

(b) 適用される利率と交換率、もしくは指標利率と指標交換率が用いられる場合には、現実の利息計算の方法と、指標利率と指標交換率を決定するための基準日と指標もしくはベース、

- (c) 合意がある場合の、指標利率と交換率の変更の即時適用と44条2項による変更に関連する情報提供要件、
4. 通信に関し、
- (a) 利用者の装備の技術的要件も含め、本指令の下での情報もしくはは通知の発信について当事者で合意された通信手段、
- (b) 本指令の下で提供もしくはは利用可能とされるべき情報の、提供方法と頻度、
- (c) 枠契約が締結され、契約期間中の通信がなされるところの言語、
- (d) 枠契約の契約条項と43条に従う情報と条件を受領する利用者の権利の言及、
5. 保護と集団的手段に関し…
- (a) 利用者が支払手段を安全に維持するためにとるべき措置、56条1項の目的のために支払サービス提供者に通知する方法の記載、
- (b) 合意された場合に、提供者が55条に従い、支払手段を利用制限する権利を留保する条件、
- (c) 責任制限量についての情報を含め、61条にもとづく支払人の責任、
- (d) 利用者が提供者に、無権限にもしくは不正確に実行された支払処理について58条に基づき通知する方法と通知期限、無権限支払処理について60条により提供者が負う責任、
- (e) 提供者の支払処理実行についての75条に基づく責任、
- (f) 62、63条に従う返金の条件、
6. 枠契約の変更と終了に関し…
- (a) 合意があれば、利用者が44条に従った条件において、変更を承認したとみなされることの情報、利用者が提供者に本来合意された発効日以前には承認しないことを通知した場合を除く、
- (b) 契約の継続期間、かつ
- (c) 枠契約を終了する利用者の権利と44条1項、45条による終了に関する合意、

7. 救済に関し…

- (a) 枠契約に適用される法と管轄裁判所についての契約条項、かつ
- (b) 80条から83条に従い、利用者に利用できる、裁判外の苦情と救済手続。

第43条 枠契約についての情報並びに条件のアクセス可能性

利用者は、契約関係が存続中はいつでも、請求によって、枠契約の契約条項と42条で規定された情報と条件を、紙もしくは永続性ある媒体で、受領する権利を有する。

第44条 枠契約の条件の変更

1. 枠契約の変更と42条において規定された情報と条件の変更は、提供者によって41条1項に規定されているように提案され、かつ適用予定時よりも二ヶ月以上前でなければならぬ。

42条6項(a)に従い、提供者は、利用者に対し、提供者により提案された発効日より前には変更を承認しないことを提供者に通知しない場合には、変更を承認したとみなされる旨を通知する。この場合に、提供者は、利用者が予定発効日以前に、即時かつ手数料の負担なくして、枠契約を終了させる権利を有することも明記する。

2. 利率もしくは交換率の変更は、かような権利が枠契約で合意され、変更が、42条3項(b)に従い合意された、指標利率もしくは交換率に基づくものである場合には、即時かつ通知なくして適用される。利用者は、41条1項に規定されたと同様の方法で、できるだけ早く、利率の変更の通知を受ける、但し当事者が情報の提供もしくは利用可能について、特別な頻度もしくは方法を合意していた場合を除く。しかし、利用者に有利な利率もしくは交換率の変更は、通知なくして適用される。

3. 支払処理で用いられる利率もしくは交換率の変更は、利用者を差別しない方法で、実施され、計算される。

第45条 終了

1. 利用者は、枠契約をいつでも終了させることができる、但し当事者が告知期間を合意した場合を除く。告知期間は、一月を超えることができない。

2. 一二月月を超える期間の定めのあるもしくは期間は期間の定めのない枠契約の終了は、一二月月を経過した後は、利用者にとって手数料不要となる。それ以外の場合には、終了の手数料は、費用に相応するものである必要がある。

3. 枠契約で合意された場合には、提供者は、期間を定めない枠契約を、少なくとも二ヶ月の予告期間を、41条1項に定めるように、置くことで、終了させることができる。

4. 定期的に課せられる支払サービスの料金は、契約終了まで、割合でのみ利用者に課せられる。料金が前払の場合には、割合に応じて返金される。

5. 本条の規定は、加盟国の法もしくは規則が、枠契約を強行できないか無効とする当事者の権利について定めることを妨げない。

6. 加盟国は、利用者のために、より有利な規定を提供できる。

第46条 個別支払処理の実行前の情報提供

枠契約の下で個別支払処理が支払人によって開始された場合、提供者は、この支払処理について、支払人の請求に応じて、最大実行時間、支払人が負担する手数料、手数料の内訳の明確な情報を提供する。

第47条 個別支払処理に関する支払人のための情報提供

1. 支払人の支払サービス提供者は、個別支払処理が支払人の口座から引き落とされた後に、もしくは支払人が支払口座を用いない場合には支払委託の受領後に、41条1項に規定されているように、以下の情報を、遅滞なく、支払人に提供する…

(a) 支払人が個々の支払処理を特定できるような参照と、受取人に関する情報、

(b) 支払人の支払口座から引き落とされた通貨、もしくは当該支払委託のために用いられた通貨による支払処理の額、

(c) 支払処理の手数料額と、その内訳、もしくは支払人の負担する利息、

(d) 支払人の支払サービス提供者によって支払処理に用いられた交換率と、通貨交換後の支払処理の額、かつ

(e) 振替付利息基準時もしくは支払委託受領時、

2. 枠契約は以下の条件を含むことができる、すなわち1項で言及された情報が少なくとも月一回定期的に、かつ受取人が保管し変更なく再生できるような方法で、提供もしくは利用可能とされること。

3. しかし、加盟国は、提供者に、月一回手数料なくして、紙で情報を提供するように要求できる。

第48条 受取人のための、個別支払処理に関する情報提供

1. 受取人の支払サービス提供者は、個別支払処理の実行後に、41条1項に規定されたように、以下の情報を、遅滞なく、受取人に提供する…

- (a) 受取人が支払処理を特定できるような参照と、支払人、支払処理によって移転された情報、
- (b) 支払人の支払口座から引き落とされる通貨による支払処理の額、
- (c) 支払処理の手数料額と、その内訳、もしくは受取人の負担する利息、
- (d) 受取人の支払サービス提供者によって支払処理に用いられた交換率と、通貨交換後の支払処理の額、かつ
- (e) 貸方記入付利息基準時、

2. 枠契約は以下の条件を含むことができる、すなわち1項で言及された情報が少なくとも月一回定期的に、かつ受取人が保管し変更なく再生できるような方法で、提供もしくは利用可能とされること。

3. しかし、加盟国は、提供者に、月一回手数料なくして、紙で情報を提供するように要求できる。

第4章 通則

第49条 通貨と通貨交換

- 1. 支払は当事者間で合意された通貨でなされる。
- 2. 通貨交換サービスが支払処理の開始前に提供され、かつ、当該通貨交換が売買の時点にもしくは受取人によって提供された場合には、支払人に通貨交換サービスを提供する当事者は、支払人に、すべての負担と、支払処理を交換するために用いられる交換率を開示する。

支払人は、この基礎において、通貨交換サービスに合意する。

第50条 付加的手数料もしくは割引についての情報提供

1. 特定の支払手段の利用に関して、受取人が手数料を求めたりもしくは割引を提供する場合、受取人は、支払人に、支払処理の開始前にその旨を通知する。

2. 特定の支払手段の利用に関して、支払サービス提供者もしくは第三者が手数料を要求する場合、その者は、支払処理の開始前にその旨を利用者に通知する。

第4編 支払サービスの提供と利用に関する権利並びに義務

第1章 通則

第51条 適用範囲

1. 利用者が消費者ではない場合、当事者は、54条2項、59、61、62、63、66、75条がその全部もしくは一部について適用されないと合意することができる。当事者はさらに58条で規定された期限と異なる時点を合意することができる。

2. 加盟国は、83条が、利用者が消費者ではない場合に適用されないと規定することができる。

3. 加盟国は、本章の規定が消費者と同様に小企業にも適用されると規定することができる。

4. 本指令は、指令87/102/EECを国内法化する措置を妨げない。本指令はまた共同体法と調和する本指令によって調和させられていない、消費者への信用付与要件に関する共同体もしくは国内立法を妨げない。

第52条 適用可能な手数料

1. 提供者は、本編における情報提供義務、集团的措置、予防的措置の履行について利用者に手数料を徴収してはならない、但し65条1項、66条5項、74条2項における明示規定がある場合を除く。この手数料は、利用者と提供者の間で合意され、提供者の現実の費用にふさわしいものである必要がある。

2. 支払処理が通貨換算を含まない場合には、加盟国は、受取人が自己の支払サービス提供者によって課せられる手数料を支払

い、支払人が自己の支払サービス提供者によって課せられる手数料を支払うよう要請する。

3. 支払サービス提供者は、受取人が、支払人に手数料を要求し、もしくは支払人に一定の支払手段の利用について割引を提供することを妨げてはならない。しかし、加盟国は、競争を鼓舞し、効率的支払手段の利用を促進する必要があることを考慮して、手数料を要求する権利を禁止もしくは制限することができる。

第53条 低価値支払手段と電子マネーについての特則

1. 枠契約によれば、三〇ユーロを超えない個別支払処理のみに関わる、または一五〇ユーロの消費上限を有するものもしくは常に一五〇ユーロを超えない資金を保管する、支払手段の場合には、サービス提供者は、自己の支払サービス利用者として、以下の点を合意できる…

(a) 当該支払手段が利用阻止もしくは継続利用の阻止ができない場合には、56条1項(b)、57条1項(c)、(d)、61条4、5項は適用されないこと、

(b) 当該支払手段が匿名で利用される場合、または当該支払手段の特性上の理由で支払処理が権限付与されたことをサービス提供者が証明できない場合には、59、60条、61条1、2項は適用されないこと、

(c) 65条1項を適用排除することにより、支払サービス提供者は、不実行が文脈から明らか場合には、支払サービス利用者に対して支払委託の拒絶を通知する義務を負わないこと、

(d) 66条を適用排除することにより、支払人は、支払委託を送信したあとで、または受取人に支払処理実行についての同意を与えたあとで、支払委託を撤回してはならないこと、

(e) 69、70条を適用排除することにより、それ以外の実行期限が適用されること。

2. 国内支払処理に関しては、加盟国もしくはその管轄当局は、1項の額を減額もしくは倍増することができる。前払支払手段については、五〇〇ユーロまで増加させることができる。

3. 60、61条は、指令2000/46/ECの1条3項(b)の意味での電子マネーにも適用される、但し、支払人の支払サービス提供者が、

支払口座を凍結もしくは支払手段を利用阻止できる能力を有しない場合を除く。加盟国は、この適用排除を、一定額の価値の口座もしくは支払手段に限定することができる。

第2章 支払処理の権限付与

第54条 同意と同意の撤回

1. 加盟国は、支払処理は支払人が支払処理の実行に同意を与えた場合にのみ権限付与されたとみなされることを確保する。支払処理は、支払人によって、支払処理実行の前に、もしくは支払人とその支払サービス提供者が合意していれば、実行後に、権限付与を与えることができる。

2. 一つの支払処理もしくは一連の支払処理を実行する同意は、支払人とその支払サービス提供者との合意による形式で与えられる。

上記の同意がない場合には、支払処理は、権限付与されなかったものとみなされる。

3. 同意は、支払人によっていつでも撤回できるが、66条の撤回不可時点より遅くはできない。一連の支払処理実行の同意は、将来の支払処理が権限付与なしとみなされる効果を伴って撤回しうる。

4. 同意を与える手続は、支払人と支払サービス提供者の間で合意される。

第55条 支払手段の利用制限

1. ある支払手段が同意を与える目的で用いられる場合に、支払人とその支払サービス提供者は、その支払手段を通じて実行される支払処理の利用上限を合意することができる。

2. 枠契約において合意されるならば、支払サービス提供者は、以下の客観的に正当化される理由により支払手段の利用を制限する権利を留保できる、すなわち支払手段の安全性、支払手段の無権限もしくは詐欺的利用の疑い、または与信枠のある支払手段において支払人が支払義務を果たせない顕著なリスク増加。

3. 上記の場合に、支払サービス提供者は、支払人に、支払手段を利用制限する旨とその理由を合意された方法で、可能ならば

制限前に、遅くとも制限後直ちに、通知する、但し通知が客観的に正当化される安全上の理由を損なう場合または通知が共同体法もしくは国内法により禁止されている場合を除く。

4. 支払サービス提供者は、制限する理由がもはや存在しなくなった時には、当該支払手段の利用制限を解除するかまたは新しい支払手段に取り替える。

第56条 支払手段に関する支払サービス利用者の義務

1. 支払手段を利用する権限を有する支払サービス利用者は、以下の義務を負担する…

(a) 支払手段の発行と利用を支配する条件に従って当該支払手段を利用すること、かつ
(b) 支払サービス提供者もしくは提供者によって指定された主体に、支払手段の喪失、盗難、もしくは悪用または無権限利用を知った際に、遅滞なく、通知すること。

2. 前項(a)の目的のために、支払サービス利用者は、特に、支払手段を受領後直ちに、その個人化された安全特徴を保護するためのすべての合理的な措置を取る。

第57条 支払手段に関する支払サービス提供者の義務

1. 支払手段を発行する支払サービス提供者は、以下の義務を負担する…

(a) 支払手段の個人化された安全特徴が利用権限ある利用者以外にアクセス不可能であるよう確保すること、但し56条の利用者の義務を害さない、

(b) 請求がないのに支払手段を送付することを控えること、但し既に利用者に与えられている支払手段を取り替える場合を除く、

(c) 利用者が56条1項(b)に従った通知をすること、55条4項による利用制限解除を求め、ができるように、常に適当な手段が利用可能なよう確保すること、請求があれば、提供者は、通知後一八ヶ月間、通知がなされたことを証明する手段を利用者に提供する、かつ

(d) 56条1項(b)による通知がなされた場合には直ちに、当該支払手段の利用をすべて制限すること。

2. 提供者は、支払人に支払手段を送付すること、もしくははその個人化された安全特徴を送付するリスクを負担する。

第58条 無権限にもしくは不正確に実行された支払処理の通知

利用者は以下の場合にのみ提供者より調整を得る、すなわち利用者が、自己の提供者に、無権限にもしくは不正確に実行された支払処理で、75条の場合を含め要求を生じさせるものを知ったことを遅滞なく、かつ遅くとも引落時より一三ヶ月を越えない時まで、に、通知した場合、但し提供者が第3編に従った支払処理に関する情報の提供もしくは利用可能化を怠っていた場合を除く。

第59条 認証と支払処理実行についての証拠

1. 加盟国は、利用者が実行された支払処理の権限付与を否定するか支払処理の不正確な実行を主張する場合には、提供者が、当該支払処理が認証され、正確に記録され、口座に入金したことと、技術的な故障もしくはその他の欠陥に影響されていないことを証明する負担を負うよう要求する。

2. 利用者が実行された支払処理の権限付与を否定する場合、提供者によって記録された支払手段の使用は、それ自体では、当該支払処理が支払人によって権限付与されたこと、または支払人が詐欺的に行動したかもしくは、悪意もしくは重過失で56条の義務の履行を怠ったことの証明として必ずしも十分ではない。

第60条 無権限支払処理についての提供者の責任

1. 加盟国は、58条を害することなく、無権限支払処理の場合には、支払人の提供者が支払人に無権限支払処理の額を返金し、必要な場合には、無権限取引がなければあったであろう状態に引き落とされた支払口座を回復するよう、確保する。

2. さらなる金銭上の補償は、支払人と提供者の間で締結された契約に適用される法に従い決定されうる。

第61条 無権限取引についての支払人の責任

1. 60条の適用排除により、支払人は、喪失もしくは盗難の支払手段の利用に由来する、または支払人が個人的安全特徴を安全に維持しなかった場合の支払手段の悪用に由来する、無権限支払処理に関する損失を、一五〇ユーロを上限として負担する。

2. 支払人は、無権限取引に関する損失を以下の場合にはすべて負担する、すなわち詐欺的に行動することによってまたは、56

条の義務を故意もしくは重過失で履行することを怠ったことによって、自らその損失を引き起こした場合。

3. 支払人が、詐欺的に行動したのでもなく、56条の義務を故意で怠ったのでもない場合には、加盟国は、本条の1項、2項の責任を、特に、当該支払手段の個人化された安全特徴の性質と、喪失、盗難、悪用が生じた事情を考慮して、減ずることができる。

4. 支払人は、56条1項(b)に従った通知後は、故意による場合を除き、喪失、盗難、悪用された支払手段の利用に由来する経済的結果を負担しない。

5. 提供者が、57条1項(c)において要請されるように、支払手段の喪失、盗難、悪用についていつでも通知できる適切な手段を提供していなかった場合には、支払人は、故意の場合を除き、当該支払手段の利用に由来する経済的結果について責を負わない。

第62条 受取人によってもしくは受取人を介して開始された支払処理についての返金

1. 加盟国は、支払人が、既に実行された、受取人によってもしくは受取人を介して開始された権限付与された支払処理について、以下の条件が満たされる場合には、自己の提供者から返金を受ける権利を有するよう、確保する…

(a) 権限付与がなされた時に当該権限付与が当該支払処理の正確な額を明記していなかったこと、かつ

(b) 支払処理の額が、支払人の自己の従前の消費パターン、枠契約の条件、当該事件の重要な事情を考慮して支払人が合理的に期待しうる額を超えていたこと。

提供者の請求があれば、支払人は条件に関する事実要素を提供する。

返金は、実行された支払処理の全額である。

振替の場合、支払人と提供者は枠契約において、第1副項の返金条件が満たされていなくても支払人が提供者から返金を受ける権利があると合意することができる。

2. しかし、1項第1副項(b)の目的のために、支払人は、37条1項(d)、42条3項(b)に従い提供者と合意した参照交換率が適用される場合には、通貨交換に関する理由に依拠することはできない。

3. 支払人と提供者の間の枠契約において以下のように合意することができる、すなわち支払人が、支払処理実行の同意を直接自己の提供者に与え、かつ将来の支払処理に関する情報が期限の少なくとも四週間前に、合意された方法で、提供者もしくは受取人により支払人に提供もしくは利用可能とされていた場合には、返金権を有しないこと。

第63条 受取人によってもしくは受取人を介して開始された支払処理についての返金の請求

1. 加盟国は、62条で言及されている受取人によってもしくは受取人を介して開始された権限付与された支払処理の返金を資金が引き落とされた日から八週間の間、請求できるよう確保する。

2. 提供者は、返金請求を受けて一〇営業日以内に、当該支払処理の全額を返金するか返金を拒否する理由を提供する、後者の場合、支払人が理由を承認しない場合に、80条から83条に従い提訴できるような組織を示す。

第1副項での提供者の返金を拒否できる提供者の権利は、62条1項第4副項の場合には適用されない。

第3章 支払処理の実行

第1節 支払委託と移転した額

第64条 支払委託の受領

1. 加盟国は、受領時点が、支払委託が支払人によって直接送信されるか、受取人によりもしくは受取人を介して間接に送信され、支払人の支払サービス提供者に受領された時点であることを確保する。受領時点が提供者の営業日ではない場合、支払委託は翌営業日に受領されたものとみなされる。

2. 支払委託を開始する利用者とその提供者が、支払委託の実行が、特定の日に、特定の期間の末日に、もしくは支払人が資金を提供者の処分可能な状態にした日に開始すると合意した場合には、69条の目的については受領時は合意された日とみなされる。合意日が提供者の営業日ではない場合、支払委託は、翌営業日に受領されたものとみなされる。

第65条 支払委託の拒否

1. 提供者が支払委託の実行を拒否する場合、拒否、その理由、拒否に至った事実の誤解の訂正方法が、利用者に通知される、

但し、他の共同体法もしくは国内法でそれが禁じられている場合を除く。提供者は、この通知を合意された方法で遅滞なく、通知もしくは利用可能な状態とし、かつ69条に規定された期間は、その状態にする。

枠契約は、拒否が客観的に正当化される場合には、提供者が通知に課金できる条件を含むことができる。

2. 支払人の枠契約に規定されたすべての条件が満たされている場合には、提供者は、その支払委託が支払人か受取人によるかを問わず、権限付与された支払委託の実行を拒否してはならない、但しそれが他の共同体法もしくは国内法で禁じられる場合を除く。

3. 69条、75条の目的について、実行が拒否された、支払委託は受領されなかったものとみなされる。

第66条 支払委託の非撤回可能性

1. 加盟国は、利用者は、支払委託がその提供者により受領された後は、本条に定めがある場合を除き、撤回できないよう、確保する。

2. 支払処理が受取人によりもしくは受取人を介して開始される場合には、支払人は、支払委託の送付もしくは支払処理の実行についての同意を受取人に与えたのちに、支払委託を撤回できない。

3. しかし、振替の場合には、返金権を妨げないで、支払人は、支払委託を、遅くとも、資金引落の日と合意された日に先立つ営業日の終了まで撤回することができる。

4. 64条2項の場合には、利用者は、遅くとも合意された日に先立つ営業日の終了まで支払委託を撤回することができる。

5. 1項から4項までに規定された時点以後は、支払委託は、利用者とその提供者の間で合意された場合にのみ撤回可能である。2項と3項の場合には、受取人の合意も必要である。枠契約において合意があれば、提供者は撤回について課金できる。

第67条 移転された額と受領された額

1. 加盟国は、支払人の支払サービス提供者、受取人の提供者、提供者の仲介者に、支払処理の全額を移転し、そこから手数料

を控除しないよう、要請する。

2. しかし、受取人と受取人の支払サービス提供者は、提供者が受取人に貸方記入する前に、移転額から手数料を控除する合意をすることができる。この場合には、支払処理の全額と手数料は、受取人に与えられる情報の中で分けて記載される。

3. 2項で言及されたもの以外の手数料が移転額から控除された場合、支払人の提供者は、受取人が、支払人によって開始された支払処理の全額を受取人が受け取るように確保する。支払処理が受取人によってもしくは受取人を介して開始された場合には、受取人の提供者は、支払処理の全額が受取人によって受領されるよう確保する。

第2節 実行期間と付利息日

第68条 適用範囲

1. 本節は、以下の点について適用される…

(a) ユーロでの支払処理、

(b) ユーロ圏の外での加盟国通貨による国内支払処理、

(c) 通貨交換がユーロとユーロ圏外の加盟国通貨の間で一回のみなされる支払処理、但し当該通貨交換がユーロ圏外の当該加盟国で行われ、かつ域内支払処理の場合には、域内移動がユーロで行われる場合に限る。

2. 本節は、当事者の合意の対象とならない73条を除き、利用者と提供者の間の別段の合意がない限り、他の支払処理にも適用される。しかし、利用者と提供者が69条の期間よりも長い期間を合意した場合、域内支払処理については、この期間は64条に従った受領時に続く四営業日を越えてはならない。

第69条 支払口座に対する支払処理

1. 加盟国は、支払人の支払サービス提供者に、64条に従った受領時より、遅くとも次の営業日の終了までに、支払処理額が受取人の支払サービス提供者の口座に入金されるよう確保する。二〇二二年一月一日までは、支払人とその提供者は、三営業日より長くない期間を合意できる。この期間は、紙により開始された支払処理にはさらにもう一営業日延長できる。

2. 加盟国は、受取人の支払サービス提供者に、提供者が73条に従い資金を受領した後、付利息を行い、受取人の支払口座に支払処理額を利用可能にさせるよう、要請する。

3. 加盟国は、受取人の支払サービス提供者に、受取人により開始されもしくは受取人を通して開始された支払委託を、支払人の提供者に、受取人とその提供者の間で合意された期間内に、振替が問題となる場合には、合意された履行期に決済が可能となるように、送信するよう、要請する。

第70条 受取人が支払サービス提供者のもとに支払口座を有しない場合

受取人が支払サービス提供者のもとに支払口座を有しない場合、当該資金は、69条の期間内に、受取人のために資金を受領した支払サービス提供者により、受取人の利用可能な状態にされる。

第71条 支払口座に入金された現金

消費者が支払サービス提供者の支払口座に現金を当該支払口座の通貨で入金した場合、その提供者は、資金受領後直ちにその額が利用可能となり、付利息されるよう確保する。利用者が消費者ではない場合、その額は、資金受領後遅くとも次の営業日の終了までに、利用可能とされ、かつ付利息される。

第72条 国内支払処理

加盟国は、国内支払処理に関し、本節で規定されたものよりも短い最大実行期間を規定することができる。

第73条 資金に対する付利息と利用可能性

1. 加盟国は、受取人の支払口座への貸方記入に対する付利息時は、支払処理額が受取人の支払サービス提供者の口座に貸方記入された営業日より遅れないよう、確保する。

受取人の提供者は、支払処理の額が受取人の提供者の口座に貸方記入されて後、直ちに受取人の利用可能となるよう、確保する。

2. 加盟国は、支払人の支払口座のための借方記入に対する付利息が、支払処理の額がその支払口座に借方記入される時点より早くならないよう、確保する。

第3節 責任

第74条 不正確な単一識別子

1. 支払委託が単一識別子に従い実行された場合、当該支払委託は、当該単一識別子により特定された受取人に関して正確に実行されたものとみなされる。

2. 利用者によって提供された単一識別子が不正確であった場合、提供者は75条の下での、支払処理の不実行もしくは欠陥ある実行についての責任を負わない。

しかし、支払人の提供者は、当該支払処理に関係する資金の回復に合理的な努力を払う。
 枠契約において合意されているならば、提供者は回復について利用者に課金することができる。

3. 利用者が37条1項(a)もしくは42条2項(b)に規定されたものに加え補充的情報を提供した場合には、提供者は、利用者によって提供された単一識別子に従った支払処理実行についてののみ責任を負う。

第75条 不実行と瑕疵ある実行

1. 支払委託が支払人によって開始された場合には、支払人の提供者は、58条、74条2項3項、78条を妨げずに、支払処理の正しい実行について支払人に対して責を負う、但し、提供者が、支払人と受取人の提供者に対して、受取人の提供者が69条1項に従い支払処理の額を受領したことを証明できる場合を除く、この場合には受取人の提供者は、受取人に対して、支払処理の正確な実行について責を負う。

第1副項により支払人の提供者が責を負う場合には、当該提供者は遅滞なく支払人に実行されなかった支払処理もしくは瑕疵ある支払処理の額を返金し、必要があれば、引き落とされた支払口座を瑕疵ある支払処理がなかったとすればあるであろう状態に回復する。

第1副項により、受取人の提供者が責を負う場合には、当該提供者は、直ちに支払処理額を受取人の処分可能な状態に置き、必要があれば、受取人の支払口座に対応する額を貸方記入する。

支払委託が支払人によって開始された場合で支払処理が不実行もしくは瑕疵あるものである場合には、支払人の提供者は、本条の責任とは関係なく、請求に応じ、支払処理を追跡し、支払人にその結果を通知する努力を直ちに行う。

2. 支払委託が受取人によってもしくは受取人を介して開始された場合、受取人の提供者は、58条、74条2項3項、78条に妨げられずに、受取人に対して、69条3項に従い、支払人の提供者への正しい支払委託の送信について責を負う。受取人の提供者がこの副項により責を負う場合には、当該提供者は、直ちに当該支払委託を支払人の提供者に再送信する。

さらに、受取人の支払サービス提供者は、58条、74条2項3項、78条を妨げることなく、73条の義務に従い、受取人に対して、支払処理を処理することについて責を負う。受取人の支払サービス提供者は、この副項にもとづき、責を負う場合には、支払処理額が受取人のサービス提供者の口座に貸方記入されて後、直ちにその額が受取人の処分可能となるように確保する。

受取人の提供者が本項第1、第2副項による責を負わない、不実行もしくは瑕疵ある実行の支払処理の場合には、支払人の提供者が、支払人に責を負う。支払人の提供者が上記の責任を負う場合には、提供者は、遅滞なく、不実行もしくは瑕疵ある実行の支払処理の額を返金し、瑕疵ある支払処理がなかったであればあったであろう状態に引き落とされた支払口座を回復する。

支払委託が受取人によりもしくは受取人を介して開始された場合で、不実行もしくは瑕疵ある実行の支払処理の場合には、受取人の提供者は、本項の責任にもかかわらず、請求に応じて、当該支払処理の追跡をなし、その結果を受取人に通知するよう、迅速な努力を払う。

3. 加えて、提供者は、それぞれの利用者に対して、自らが責任を負う手数料について、支払処理の不実行もしくは瑕疵ある実行の結果として利用者が負担する利息について、責を負う。

第76条 付加的金銭賠償

本節で規定されているものに付加的な金銭賠償は、利用者と提供者の間で締結されている契約に適用可能な法に従い判断される。

第77条 求償権

1. 75条による支払サービス提供者の責任が、他の提供者もしくは仲介者に帰責可能な場合には、その提供者もしくは仲介者は、

最初の提供者に対して、生じた損失もしくは75条の下で支払った額を賠償する。

2. さらなる金銭賠償は、提供者間、仲介者間、両者間の合意と、合意に適用可能な法に従い、決定される。

第78条 免責

第2章、第3章による責任は、異常かつ予見不可能な事情で、この事情を援用するもののコントロールになく、その結果が回避努力にもかかわらず不可避免であった場合と、提供者が国内法もしくは共同体法による別の法的義務により拘束される場合には、適用されない。

第4章 データ保護

第79条 データ保護

加盟国は、支払システムと支払サービス提供者による個人データの加工を、それが支払詐欺の防止、調査、発見に必要な場合には許容する。個人データの加工は、指令95/46/ECに従い実施される。

第5章 裁判外苦情申立手続と、紛争解決手続

第1節 苦情申立手続

第80条 苦情申立

1. 加盟国は、支払サービス利用者と消費者団体を含めた利害関係者に、支払サービス提供者が本指令を国内法化した規定に違反しているという点に関し、管轄当局に苦情を申し立てることを認める手続を設置することを確保する。

2. 国内法に従い裁判所に訴える権利を害さずに、管轄当局の返答は、苦情申立者に、83条に従い、裁判外の苦情申立手続と救済手続の存在を通知する。

第81条 罰則

1. 加盟国は、本指令に従い採用された国内法規定の違反に適用可能な罰則規定を設置し、かつ国内法化されるよう確保するために必要な手続を執る。罰則は、有効、相当、抑止的なものとする。

2. 加盟国は、コミッションに、1項で言及された規定と、82条で言及された管轄当局を、二〇〇九年一月一日までに通知し、その後の改正も遅滞なく通知する。

第82条 管轄当局

1. 加盟国は、80条1項と81条1項で規定された苦情申立手続と罰則が、本節で規定された要件に従い採用された国内法規定と対応するよう確保する権限を与えられた当局によって管理されるよう確保するために必要な措置を執る。

2. 第3編、第4編に従い採用された国内法規定の違反もしくはその疑いがある場合には、1項で言及された管轄当局は、当該支払サービス提供者の本国加盟国のそれである、但し、設立権による代行者や代理店の場合は管轄当局が受入先加盟国のそれである。

第2節 裁判外救済手続

第83条 裁判外救済

1. 加盟国は、本指令の下で生ずる権利義務に関する紛争のために、利用者と提供者の間の紛争の解決のための適当かつ有効な裁判外苦情申立手続と救済手続が、必要ならば既存の組織も用い、設置されるよう確保する。

2. 域内紛争の場合には、加盟国は、関連組織が解決のために連携して行動することを確保する。

第5編 国内法化措置と支払委員会

第84条 国内法化措置

支払サービスにおける技術的、市場的展開を考慮するためと、本指令の均等な適用を確保するために、コミッションは、85条2項で言及された監査付規律手続に従い、本指令の非本質的要素の改訂を意図し、かつ、以下に関連した、国内法化措置を採用できる…

- (a) 2条ないし4条と16条に従い、付録の活動リストを適合させること、
- (b) 勧告2003/361/ECに従い、4条26の意味の中で小企業の定義を変更すること、

(c) インフレと顕著な市場展開を考慮するために、26条1項と61条1項に規定された額を更新すること。

第85条 委員会

1. コミッションは支払委員会の補佐を受ける。

2. 本項への参照がなされる場合には、決定1999/468/ECの5 a条1項から4項、7条が、同決定8条を考慮しつつ、適用される。

第6編 末則

第86条 完全調和

1. 30条2項、33条、34条2項、45条6項、47条3項、48条3項、51条2項、52条3項、53条2項、61条3項、72条、88条を書き直さないで、本指令が調和規定を含んでいる限りで、加盟国は、本指令に規定されたもの以外の規定を維持もしくは導入してはならない。

2. 加盟国が1項で言及されたオプションを利用する場合には、その旨をコミッションに通知し、のちの変更も同様である。コミッションは、その情報をウェブサイトもしくは容易にアクセスできる手段上に公開する。

3. 加盟国は、提供者が、利用者の不利益に、本指令の国内法化によるもしくはそれに対応する国内法規定を変更しないよう確保する、但し明示に規定された場合を除く。

しかし、提供者は、利用者に、より有利な条件を与える判断をすることができる。

第87条 再検討

コミッションは、二〇二二年一月一日より遅くない時点で、欧州議会、理事会、欧州経済社会委員会、欧州中央銀行に、本指令の国内法化と、その影響についての報告を提示する、特に以下の点について…

— 本指令の適用範囲を、すべての通貨による支払処理に拡大する必要性、提供者の一人だけが共同体内に所在する支払処理に拡大する必要性、

- 支払機関の監督要件に関する6条、8条、9条の適用、特に自己資金要件と資金用途制限要件について、
- 16条3項に規定される、支払機関による、支払サービスに関連した信用許与の影響、
- 支払機関の認可要件の、支払機関と他の支払サービス提供者の間の競争に対する影響、新しい提供者が市場参入する際の障壁に対する影響、

- 34条、53条の適用、本指令の、低価値支払手段と電子マネーに関する適用範囲の改訂の必要、
- 69条と75条の、すべての支払手段についての、適用と機能、

必要な場合には、改訂提案も添付のこと。

第88条 経過規定

1. 指令2005/60/ECもしくはその他の共同体立法を害することなく、加盟国は、二〇〇七年二月二十五日前に本指令の意味で支払機関の活動を開始した法人に、二〇一一年四月三〇日まで10条の認可なくして、加盟国内で国内法に従い活動を継続することを認める。この期間内に認可を得なかった者は、29条に従い、支払サービスを提供することを禁じられる。

2. 1項にもかかわらず、10条の認可要件からの適用免除は、以下の金融機関に認められる、すなわち、指令2006/48/ECの付録I4に掲記された活動を開始し、当該指令の24条1項第1副項(e)の条件を二〇〇七年二月二十五日より前に国内法に従い、満たしたものの。しかし、当該金融機関は、この活動の本国加盟国の管轄当局に、二〇〇七年二月五日までにその旨を通知する。さらに、この通知は、当該金融機関が、本指令の5条(a)(b)(g)ないし(i)(k)(1)に対応したことを示す情報も含める。管轄当局が、要件充足に満足する場合には、当該金融機関は、本指令の13条に従い、登録される。加盟国は、管轄当局が、当該金融機関について5条による要件の適用免除をすることを認めることができる。

3. 加盟国は、1項で言及された法人が、管轄当局が既に5条、10条の要件を満たしているとの証拠を有する場合には、自動的に認可され、13条により提供される登録簿に記載されることを規定できる。管轄当局は、認可が認められる前に、当該法人にその旨を通知する。

4. 指令 2005/60/EC もしくはその他の共同体立法を害することなく、加盟国は、本指令の意味での支払機関の活動を二〇〇七年二月二十五日までに、国内法に従い、開始し、26条の適用免除の資格がある、自然人もしくは法人に、当該加盟国内での活動を3年を超えない経過期間について、26条の適用免除を受けず、13条の登録もされずに、継続することができ、この期間に適用免除されていない者は、支払サービスの提供を29条に従い禁ぜられる。

第89条 指令 97/7/EC の改訂

指令 97/7/EC の8条は、削除される。

第90条 指令 2002/65/EC の改訂

指令 2002/65/EC は、以下のように改訂される：

1. 4条以下の項を追加する：

「5. 域内市場における支払サービスに関する二〇〇七年一月二三日の欧州議会と理事会の指令 2007/64/EC [*] も適用される場合には、本指令3条1項の情報提供要件は、2項(c)ないし(g)、3項(a)(d)(e)、4項(b)を除き、前掲指令の36、37、41、42条により代替される。」

2. 8条は削除される。

第91条 指令 2005/60/EC の改訂

指令 2005/60/EC は、以下のように改訂される：

1. 3条2項(a)は以下のように置きかえる：

「(a) 指令 2006/48/EC の付録 I の 2 から 12、14 に掲記された活動（通貨交換所の活動を含む）の一つもしくは複数を行う信用機関以外の事業」

2. 15条1項2項は以下のように置きかえられる：

「1. 加盟国がその領域内に所在する、2条1項(1)または(2)で言及された信用機関、金融機関を、第三者として信頼されることを

許容する場合、当該加盟国は、その領域内における、2条1項で言及された組織、人に対して、14条に従い、本指令により、別の加盟国において2条1項(1)または(2)で言及された機関によって実行された、8条1項(a)から(c)に規定された顧客注意要件の結果を、承認し受容することを許容する、但し、欧州議会と理事会の二〇〇七年一月一三日の域内市場における支払サービスに関する指令2007/64/EC「**」の4条4項に定義された通貨交換所と支払機関で、当該指令の付録6に列挙された支払サービスを主として提供する者(当該指令の26条の適用免除の利益を享受し、指令の16条、18条の要件を満たす自然人、法人を含む、たとえこれらの要件に基づく書面もしくはデータが、顧客が参照する、加盟国で必要なものと異なるとしても)を除く。

2. 加盟国が3条2項(a)で言及されている通貨交換所と指令2007/64/ECの4条4項で定義されている支払機関で、もっぱら当該指令の付録6で示された支払サービスを提供するもので、その領域内に所在するものを、第三者として信頼されることを許容する場合、当該加盟国は、それらに対して、本指令14条に従い、8条1項(a)から(c)に規定された顧客注意義務要件の結果で、他の加盟国において同種の機関によって本指令に従い実行されたもので、本指令16条、18条に規定された要件を満たすものは、これらの要件が依拠する書面もしくはデータが顧客が参照する、加盟国内で要求されるそれと異なるとしても、承認し受容することを許容する。」

3. 36条1項の2文は削除する。

第92条 指令2006/48/ECの改定

1. 第4点は以下と差し替える：

「(4) 欧州議会と理事会の、域内市場における支払サービスに関する指令2007/64/EC「**」の4条3項で定義されている支払サービス」

2. 第5点は以下と差し替える：

「(5) この活動が第4点によりカバーされない限りでの、その他の支払手段の発行と管理(例えば、旅行者小切手や銀行小切手)」

第93条 廃止

指令 97/5/EC は、二〇〇九年一月一日より廃止される。

第94条 経過措置

1. 加盟国は、二〇〇九年一月一日より前に本指令に対応するために必要な、法、規則、行政規定を施行する。その後直ちにその旨をコミッションに通知する。

加盟国が採用する際に、それらの措置は、本指令への参照を含むか、あるいは公表の際にそのような参照を伴う。参照の方法は加盟国により規定される。

2. 加盟国は、本指令がカバーする領域において採用された国内法の主要な規定の原文をコミッションに通知する。

第95条 施行

本指令は、欧州連合公式雑誌における公表に続く第二〇日目に発効する。

第96条 名宛人

本指令は、加盟国に名宛てされる。

二〇〇七年一月一三日採択

欧州議会

理事会

議長

議長

H.-G. PÖTTERING

M. LOBO ANTUNES

[1] OJ C 109, 9.5.2006, p. 10.

[2] Opinion of the European Parliament of 24 April 2007 (not yet published in the Official Journal) and Council Decision of 15 October 2007.

[3] OJ L 43, 14.2.1997, p. 25.

- [4] OJ L 344, 28.12.2001, p. 13.
- [5] OJ L 365, 24.12.1987, p. 72.
- [6] OJ L 317, 24.11.1988, p. 55.
- [7] OJ L 208, 2.8.1997, p. 52.
- [8] OJ L 177, 30.6.2006, p. 1. Directive as amended by Commission Directive 2007/44/EC (OJ L 247, 21.9.2007, p. 1).
- [9] OJ L 275, 27.10.2000, p. 39.
- [10] OJ L 222, 14.8.1978, p. 11. Directive as last amended by Directive 2006/46/EC of the European Parliament and of the Council (OJ L 224, 16.8.2006, p. 1).
- [11] OJ L 193, 18.7.1983, p. 1. Directive as last amended by Directive 2006/99/EC (OJ L 363, 20.12.2006, p. 137).
- [12] OJ L 372, 31.12.1986, p. 1. Directive as last amended by Directive 2006/46/EC.
- [13] OJ L 42, 12.2.1987, p. 48. Directive as last amended by Directive 98/77/EC of the European Parliament and of the Council (OJ L 101, 1.4.1998, p. 17).
- [14] OJ L 166, 11.6.1998, p. 45.
- [15] OJ L 124, 20.5.2003, p. 36.
- [16] OJ L 149, 11.6.2005, p. 22.
- [17] OJ L 178, 17.7.2000, p. 1.
- [18] OJ L 271, 9.10.2002, p. 16. Directive as amended by Directive 2005/29/EC.
- [19] OJ L 281, 23.11.1995, p. 31. Directive as amended by Regulation (EC) No 1882/2003 (OJ L 284, 31.10.2003, p. 1).
- [20] OJ C 27, 26.1.1998, p. 34.
- [21] OJ L 144, 4.6.1997, p. 19. Directive as last amended by Directive 2005/29/EC.

- [22] OJ L 309, 25.11.2005, p. 15.
 - [23] OJ L 184, 17.7.1999, p. 23. Decision as amended by Decision 2006/512/EC (OJ L 200, 22.7.2006, p. 11).
 - [24] OJ C 321, 31.12.2003, p. 1.
 - [25] OJ L 345, 8.12.2006, p. 1.
 - [26] OJ L 157, 9.6.2006, p. 87.
 - [27] OJ L 243, 11.9.2002, p. 1.
 - [*] OJ L 319, 5.12.2007, p. 1ⁱⁱ;
 - [**] OJ L 319, 5.12.2007, p. 1ⁱ;
 - [***] OJ L 319, 5.12.2007, p. 1ⁱ;
- 付録 支払サービス (4条の定義³⁾)
1. 現金を支払口座に払い込むサービスと支払口座を管理するために必要な操作のすべて。
 2. 支払口座から現金を引き出すサービスと支払口座を管理するために必要な操作のすべて。
 3. 支払処理の実行、利用者の支払サービス提供者の下の支払口座への資金移動(他の支払サービス提供者の下の支払口座への資金移動を含む)：
 - 振替の実行 (一回限りのものを含む) 、
 - 支払カードもしくは同種のデバイスによる支払処理の実行、
 - 振込 (継続的なものを含む) 。
 4. 資金が支払サービス利用者の与信枠でカバーされる場合の支払処理の実行：
 - 振替の実行 (一回限りのものを含む) 、
 - 支払カードもしくは同種のデバイスによる支払処理の実行、

― 振込（継続的なものを含む）。

5. 支払手段の発行と（かつ／また）取得。
6. 送金。

7. 支払人の支払処理実行の同意が、通信、デジタルデバイスもしくはITデバイス的手段により与えられ、かつ支払が、利用者と商品・サービス供給者の間の仲介者としてのみ行動する、通信、ITシステム、もしくはネットワークの運営者に対してなされる場合の、支払処理の実行。

〔訳注1〕 指令2009/111/ECの3条により、本指令1条1項(a)に以下の語句が付加された。

「信用機関で、その本店が共同体の内部か、当該指令の38条に従い共同体の外部に存するもので、共同体内に所在する、当該指令の4条3項の意味での、支店を含む」

〔訳注2〕 原文の注番号は通しに改めた。

〈資料二〉支払サービス指令の民法部分のドイツ民法への取り込み

第12編 委任、事務処理契約、支払サービス

第一副編 委任

第二副編 事務処理契約

第三副編 支払サービス (Zahlungsdienst)

第一章 総則

675c条 支払サービスと電子マネー

(1) 支払サービスを目的とする事務処理契約には、この副編に異なることが規定されていないかぎり、663条、665条ないし670条、672条ないし674条が準用される。

- (2) この副編の規定は、電子マネーの発行と利用に関する契約にも適用される。
- (3) 金融機関法と支払サービス監督法の定義規定が適用される。

675d条 支払サービスにおける教示

(1) 支払サービス提供者は、支払サービス利用者に対し、支払サービスの提供に際し、民法施行法248条1ないし16項に定める事実をそこで定められた形式で教示せねばならない。このことは、ヨーロッパ経済圏の外にある国家の通貨による支払サービスの提供または支払人もしくは受取人の支払サービス提供者がヨーロッパ経済圏の外に所在する、支払サービスの提供には妥当しない。

(2) 規定通りの教示が争われる場合、立証責任は支払サービス提供者にある。

(3) 支払サービス提供者が教示について支払サービス利用者との対価の合意が可能であるのは、当該情報が支払サービス利用者の要求によって提供され、かつ、支払サービス提供者が

1. この情報を民法施行法248条1ないし16項において規定されているより頻繁に提供する場合か、
 2. 民法施行法248条1ないし16項に規定されているものを越える情報を提供する場合か、
 3. この情報が、支払サービス枠契約で規定されている通信手段と異なる手段を使って提供される場合、に限られる。
- 対価は、妥当で、支払サービス提供者の現実のコストに対応したものでなければならぬ。

(4) 受取人と第三者は、民法施行法248条17、18項に規定された事実を教示する。

675e条 異なる合意

(1) 別の規定がないかぎり、この副編の規定は、支払サービス利用者の不利益に変更されてはならない。

(2) 675d条1項2文の意味での支払サービスについては、675q条1項3項、675s条1項、675t条2項、675x条1項、675y条1項2項、675z条3項は適用されない、支払サービスがヨーロッパ経済圏外の国家の通貨でなされる限り、675t条1項も適用されない。675d条1項2文の意味での支払サービスについては、この副編の規定からサービ

ス利用者の不利に変更されてはならない、しかし、このサービスが、ユーロで、または、欧州連合加盟国の通貨で、または、ヨーロッパ経済圏条約の締結国の通貨で、なされる限り、このことは、675t条1項2項3項については妥当しない。

(3) ユーロでなされない支払処理については、支払サービス利用者と支払サービス提供者は、675t条1項3文、2項が全部もしくは一部適用されないよう合意することができる。

(4) 支払サービス利用者が消費者ではない場合には、当事者は、675d条1文2項から4項まで、675f条4項2文、675g条、675h条、675j条2項、675p条、675v条から676条まで、を全部もしくは一部適用されないよう合意することができる、さらに当事者は676b条に規定されたものと異なる期限を合意することができる。

第二章 支払サービス契約 (Zahlungsdienstevertrag)

675f条 支払サービス契約

(1) 個別支払契約により支払サービス提供者は、支払人、受取人、もしくは両者の属性において、支払サービスを要求する者のために、支払を実行する義務を負う。

(2) 支払サービス枠契約により支払サービス提供者は、支払サービス利用者のために、個々の支払、連続する支払を実行することと、必要な場合には支払サービス利用者のために当該利用者の名で、もしくは複数の利用者の名で当該口座を運用する義務を負う。支払サービス枠契約は、他の契約の構成部分か、他の契約と関連することができる。

(3) 支払処理とは、支払人と受取人の基礎にある法律関係と関係なく、ある金額の供給、送付、引出である。支払委託とは、支払人が自己の支払サービス提供者に、支払実行のために、直接もしくは受取人を介して間接に与える、委託である。

(4) 支払サービス利用者は、支払サービス提供者に、支払サービス提供のために合意された対価を支払う義務を負う。この副編による付随義務の履行については、支払サービス提供者は、このことが許され、かつ支払サービス利用者と支払サービス提供者の間で合意されていたかぎり、対価請求権を有する、この対価は、妥当かつ、支払サービス提供者の実際のコストに対応していなければならない。

(5) 支払受取人とその支払サービス提供者の間の支払サービス枠契約において、支払人に一定の支払認証手段利用について、割引を提供する、支払受取人の権利が排除されてはならない。

675g条 支払サービス枠契約の変更

(1) 支払サービス提供者からの支払サービス枠契約の変更は、提供者が当該変更を、変更が有効となる時点より遅くとも二ヶ月前に民法施行法248条2、3項に規定されている形式で申し出ることを前提とする。

(2) 支払サービス提供者と支払サービス利用者は、利用者が提供者に変更が有効となる時点より前に拒絶を示さなかった場合には、一項による利用者の変更についての同意が与えられたものとみなされるよう合意することができる。支払サービス提供者は、契約変更の申込とともに、利用者の沈黙の効果と無料かつ催告期間のない解約告知の権利を指示せねばならない。

(3) 利率もしくは為替相場の変更は、これが支払サービス枠契約において合意されており、その変更が、契約において合意された参照利率もしくは参照為替相場に由来するものである限り、直接かつ事前の通知なくして有効となる。参照利率とは、利息計算の基礎に置かれ、公衆がアクセスでき、支払サービス契約の両当事者にとって検査可能な出所に由来する利率である。参照為替相場とは、すべての通貨交換の基礎となり、支払サービス提供者によりアクセス可能とされるか、もしくは公衆のアクセスが可能な出所に由来する、為替相場である。

(4) 支払サービス利用者は、3項による計算合意により不利益をこうむってはならない。

675h条 支払サービス枠契約の通常解約

(1) 支払サービス利用者は、支払サービス枠契約を、これが一定の期間のために締結されたとしても、告知期間が合意された場合を除いて、告知期間にかかわらずいつでも解約告知できる。一月より長い告知期間の合意は無効である。

(2) 支払サービス提供者は、支払サービス枠契約を、契約が不定期で締結され、かつ解約権が合意されている場合にのみ、解約告知できる。告知期間は二月を下回ることはできない。解約は、民法施行法248条2、3項において規定されている形式で表示されねばならない。

6. 675 s 条に規定してある実行期間と別のことが妥当すること。

(3) 675 u 条と675 v 条は、支払人の支払サービス提供者が支払口座もしくは小額手段を使用不可能にする可能性を有しない時には、電子マネーについては、妥当しない。1文は、最高200ユーロの価値を伴う支払口座もしくは小額手段についてのみ妥当する。

第三章 支払サービスの提供と利用

第一款 支払の権限付与、支払認証手段

675 j 条 同意と同意の撤回

(1) 支払処理は、支払人に対しては、支払人が支払に対して同意した場合にのみ有効である（権限付与）。同意は、事前に、または支払人とその支払サービス提供者が予め合意するがかりで、事後に与えることができる。同意の種類と態様は、支払人と支払サービス提供者の間で合意することができる。特に、同意が特定の支払認証手段により与えられるという合意をすることができる。

(2) 同意は、支払人により、支払サービス提供者に対して、当該支払委託がなお撤回可能である限りで、撤回できる（675 p 条）。複数の支払の実行に対する同意も、以後の支払処理がもはや権限付与されないという効果を伴い撤回可能である。

675 k 条 利用の上限

(1) 同意が支払認証手段を用いてなされる場合には、支払人と支払サービス提供者はこの支払認証手段の利用についての上限額を合意することができる。

(2) 支払人と支払サービス提供者は、以下の場合に、支払サービス提供者が支払認証手段を使用不能にする権利を有することを合意できる。

1. 当該支払認証手段の安全性に関連する実質的理由がこのことを正当化する場合、
2. 支払認証手段の権限付与されていない利用もしくは詐欺的利用の疑いが存在する場合、

3. 信用付与を伴う支払認証手段において、当該支払人が自己の支払義務に応じえないという、著しく高められたリスクが存在する場合。

この場合に、支払サービス提供者は、支払人に、支払認証手段の使用不能化について、ここで基準となる理由を示した上で、使用不能化のできるだけ前に、しかし遅くとも使用不能化後遅滞なく、教示せねばならない。教示において、使用不能化の理由を示さねばならない。理由の提示は、支払サービス提供者が提示により法律上の規定に反することとなる場合には不要である。支払サービス提供者は、使用不能化の理由がもはや存在しなくなった場合には、支払認証手段を使用可能化するか、もしくは新しい支払認証手段と取り替える義務を負う。支払サービス利用者は、使用可能化について遅滞なく教示を受けねばならない。

6751条 支払認証手段に関する支払人の義務

支払人は、支払認証手段の受領後直ちに、個人化された安全特徴を権限なき攻撃から守るための、期待可能なあらゆる措置をなす義務を負う。支払人は、支払サービス提供者もしくは提供者から指示された機関に、支払認証手段の喪失、盗難、濫用、もしくはその他の権限付与なき利用を、認識した後遅滞なく、報告せねばならない。

675m条 支払認証手段に関する支払サービスの義務、送付のリスク

(1) 支払認証手段を発行する、支払サービス提供者は、以下の義務を負う。

1. 6751条による支払サービス利用者の義務と関係なく、支払認証手段の個人化された安全特徴が利用権限ある個人のみに見えるよう確保すること。
2. 既に支払サービス利用者に対して発行された支払認証手段が交換されなければならない場合を除き、支払サービス利用者の求めなくして、支払サービス利用者に対して、支払認証手段を送付することをしないこと。
3. 支払サービス利用者が、適当な手段でいつでも、6751条2文による報告を実行するもしくは、675k条2項5文による使用不能化の除去を要求する可能性を有するよう確保すること。
4. 6751条2文による報告がなされた後直ちに、当該支払認証手段の利用を阻止すること。

支払サービス利用者が、支払認証手段の喪失、盗難、濫用、もしくはその他の権限付与されない支払認証手段の利用を報告した場合、その支払サービス提供者は、利用者の求めに応じて、この報告の少なくとも一八ヶ月までは、支払サービス利用者が報告をしたことの立証ができるような手段を与えねばならない。

(2) 支払認証手段もしくは支払認証手段の個人化された安全特徴の、支払人への送付の危険は、支払サービス提供者が負担する。

第二款 支払の実行

675 n 条 支払委託の到達

(1) 支払委託は、支払人の支払サービス提供者に到達したときに有効となる。到達時点が支払サービス提供者の営業日ではない場合、支払委託はそれに続く営業日に到達したものとみなされる。支払サービス提供者は、営業日の終了に近い特定の時点より後に到達する支払委託が、675 s 条1項の目的のために、それに続く営業日に到達したものとみなされるよう定めることができる。営業日とは、支払実行に関与する支払サービス提供者が支払実行のために必要な営業を行う日である。

(2) 支払を委託したもしくはその者を介して委託された支払サービス利用者とその支払サービス提供者が、支払委託の実行が、特定の日、特定の時間帯の後に、もしくは支払人が支払サービス提供者に実行に必要な金額を提供した日に開始すると合意した場合、合意された期限は、675 s 条1項の目的のために到達の時点とみなされる。合意された期限が支払人の支払サービス提供者の営業日ではない場合、675 s 条1項の目的のためにそれに続く営業日が到達の時点とみなされる。

675 o 条 支払委託の拒絶

(1) 支払サービス提供者が支払委託の実行を拒否する場合、支払サービス利用者に対して、この点を遅滞なく、いずれにせよ675 s 条1項による期間内に、教示せねばならない。教示には、できる限り、拒否の理由、拒否に導いた瑕疵がどのように除去できるのかの可能性を示さねばならない。理由の挙示は、それがその他の法規定に反することとなる場合には、しなくてよい。支払サービス提供者は、支払サービス利用者と、支払サービス契約において、正当な拒否についての教示に対価を合意するこ

とができる。

(2) 支払サービス提供者は、支払サービス枠契約において定められた実行条件を満たし、かつ実行がその他の法規定に反しない場合には、権限付与された支払委託の実行を拒否することができない。

(3) 675 s 条、675 y 条、675 z 条の目的のために、その実行が正当に拒否された、支払委託は、到達しなかったものとみなされる。

675 p 条 支払委託の撤回不可

(1) 支払サービス利用者は、2項から4項までを留保しつつ、支払委託を、その支払サービス提供者への到達後は撤回できない。

(2) 支払が受取人からもしくはこの者を介して依頼された場合には、支払人は、支払委託もしくは支払実行への同意を受取人に送付した後は、支払委託をもちや撤回できない。しかし、振替の場合には支払人は、支払委託を675 x 条の権利を害さずして、合意された満期日の前の営業日の終了まで撤回することができる。

(3) 支払サービス利用者と支払サービス提供者の間で支払委託実行についての期限(675 n 条2項)が合意された場合、支払サービス利用者は、支払委託を合意日の前の営業日の終了まで撤回できる。

(4) 1項から3項までに挙げられた時点ののちは、支払委託は、支払サービス利用者と支払サービス提供者がこの点の合意をした場合のみ、撤回することができる。2項の場合には、さらに受取人の同意が必要である。支払サービス提供者は、支払サービス枠契約において支払サービス利用者とこのような撤回の処理についての対価を合意することができる。

(5) 支払取引システムの関与者は、委託を他の関与者のために、当該システムの規則が定める時点からはもはや撤回できない。

675 a 条 支払の対価

(1) 支払人の支払サービス提供者並びに支払に関与するすべての介入組織は、支払の対象である額(支払額)を控除せずに受取人のサービス提供者に送付する義務を負う。

(2) 受取人のサービス提供者は、自己に与えられる対価を貸方記入の前には受取人と合意されている場合にのみ、送付額から

控除できる。この場合に、支払の完全な額と対価は、民法施行法248条8ないし15項の情報において、別々に記載せねばならない。

(3) 通貨の交還と結びつかない支払処理では、受取人と支払人は、それぞれ自己のサービス提供者から徴収された対価を負担する。

675 r 条 顧客標識 (Kundenkennung) による支払処理の実行

(1) 関与している支払サービス提供者は、支払をもっぱら支払サービス利用者によって提示された顧客標識により実行する権限を有する。支払委託がこの顧客標識に一致して実行された場合、支払委託は、顧客標識により示された受取人に関して正当に実行されたものとみなされる。

(2) 顧客標識とは、支払サービス提供者から支払サービス利用者に対して通知され、支払に関与する他の支払サービス利用者もしくはその支払口座が疑いなく確認されるために、支払サービス利用者が記載する必要がある、文字、数字、シンボルからなる一連のものである。

(3) 支払人によって示された顧客標識が、支払サービス提供者にとって、明らかに、支払受取人もしくは支払口座に関連づけえない場合には、提供者は、遅滞なく支払人にこの点を通知し、必要な場合には支払額を返還する義務を負う。

675 s 条 支払の実行期限

(1) 支払人の支払サービス提供者は、支払額が、遅くとも、支払委託の到達時に続く営業日の終了までに受取人の支払サービス提供者に届くよう確保する義務を負う、二〇二二年一月一日までは、支払人と彼の支払サービス提供者は、三営業日までの期間を合意できる。ユーロで処理されない、ヨーロッパ経済圏内での支払処理については、支払人とその支払サービス提供者は、最大四営業日の期間を合意することができる。紙によって開始された支払処理については、1文による期間はもう一日延長することが可能である。

(2) 支払受取人からもしくは支払受取人を介して依頼される支払処理では、支払受取人の支払サービス提供者は、支払委託を

支払人の支払サービス提供者に、受取人とその提供者の間で合意された期限内に送付する義務を負う。振替の場合には、支払委託は、受取人により通知された満期日における清算が可能となるように送付されねばならない。

675 t 条 付利息日と金額の処分可能性

(1) 受取人の支払サービス提供者は、支払額が提供者の口座に届いた後には、遅滞なくその額を受取人の処分可能となるようにする義務を負う。支払額が受取人の支払口座に貸方記入されるかぎりで、その貸方記入は、たとえ後でなされるにせよ、提供者が、支払口座への貸方記入もしくは負担における利息計算の基礎に置く時点は、遅くとも受取人の提供者の口座に支払額が届いた営業日であるよう処理されねばならない。1文は、受取人が支払口座を有しない場合にも妥当する。

(2) 消費者が現金を当該支払口座の通貨で支払サービス提供者の支払口座に払い込んだ場合、この支払サービス提供者は、受領後遅滞なく当該額が受取人の処分可能となり、利息が付与されるよう、確保する必要がある。支払サービス利用者が消費者ではない場合、受領者に、当該額は、遅くとも受領に続く営業日に処分可能となり、利息が付せられねばならない。

(3) 支払人の支払口座への負担は、付利息日が早くとも、この支払口座が支払額で負担させられる時点となるよう処理されねばならない。

第三款 責任

675 u 条 権限付与されていない支払についての支払サービス提供者の責任

権限付与されない支払の場合には、支払人の支払サービス提供者は、支払人に対して、自己の費用償還請求権を有しない。提供者は、支払人に対し、支払額を遅滞なく償還し、当該額が支払口座に借方記入されたかぎりで、この支払口座を、権限付与なき支払による借方記入がなければ存したであろう状態に原状回復させねばならない。

675 v 条 支払認証手段の濫用的利用における支払人の責任

(1) 権限付与されていない支払が、遺失もしくは盗まれた支払認証手段の利用にもとづく場合、支払サービス提供者は、支払サービス利用者からこれにより生じた損害の賠償を一五〇ユーロの限度で請求できる。損害が、その他の、支払認証手段の濫用

的利用の結果として生じ、かつ支払人が個人化された安全特徴を安全に保管していなかった場合にも同様のことが妥当する。

(2) 支払人は、以下の場合に、支払サービス提供者に対して、権限付与されない支払により生じた損害のすべての賠償義務を負う。すなわち、支払人が詐欺的意図で当該支払を可能にさせた場合または故意もしくは重過失で

1. 6751条による義務の一つもしくは複数に違反して
2. もしくは支払認証手段の発行と利用のための合意された条件の一つもしくは複数に反して支払を可能とさせた場合。

(3) 1項、2項と異なり、支払人は、6751条2文による通知の後に支払認証手段が利用されたことから生ずる損害の賠償義務を負わない。支払人は、支払サービス提供者が675m条1項3号による自己の義務を履行していない場合には、1項の意味での損害賠償義務を負わない。1文、2文は、支払人が詐欺的意図で行動した場合には、適用されない。

675w条 認証の立証

実行された支払の権限付与が争われる場合、支払サービス提供者は、認証がなされ、支払が規則通りに記入、記帳され、障害によって妨げられなかったことを立証せねばならない。支払サービス提供者が、特定の支払認証手段並びに個人化された安全特徴の利用を手續により確認した場合には、認証がなされている。支払が支払認証手段により発動された場合、支払認証手段の利用並びに認証の支払サービス提供者による記録だけでは、以下の立証のためには必ずしも十分ではない。すなわち、

1. 支払人が支払処理に権限付与したこと、
 2. あるいは支払人が詐欺的意図で行動したこと、
 3. あるいは支払人が6751条による義務の一つもしくは複数に違反したこと、
 4. あるいは支払人が支払認証手段の発行もしくは利用についての条件の一つもしくは複数に故意もしくは重過失で反したこと。
- 675x条** 受領者によりもしくは受領者を介して発動された、権限付与された支払における償還請求権
- (1) 支払人は、以下の場合に、自己の支払サービス提供者に、権限付与され、支払受取人によりもしくは介して発動された支

払に由来する、借方記入された額の償還を求める請求権を有する。
すなわち、

1. 権限付与の際に正確な額が記載されなかったこと、
 2. かつ支払額が、支払人が自己の従来からの支出行動、支払サービス枠契約の条件、個別例の事情に照らし、予期しうる額を超えている場合、当事者で合意された参照為替相場が基礎に置かれた場合には、通貨変換に関連する理由は考慮されない。
- 支払人は、提供者の要求により、自己の償還請求権を導く事情を説明する義務を負う。
- (2) 振替の場合には、支払人とそのサービス提供者は、支払人が、1項の償還要件を満たさないときでも、提供者に対する償還請求権を有することを合意することができる。
 - (3) 支払人は、以下の場合に、償還請求権を有しないと、提供者と合意できる。すなわち、支払人が支払実行の同意を直接支払サービス提供者に与え、かつ、合意したかぎり、当該支払について、少なくとも満期日の四週間前に提供者もしくは受取人から通知された場合に。
 - (4) 支払人の償還請求権は、当該支払額の借方記入の時点から八週間以内に、自己の提供者に対して行使しない場合には、排除される。
 - (5) 支払サービス提供者は、償還請求到達後一〇営業日以内に、支払の完全な額を償還するか、または支払人に償還拒否の理由を通知する義務がある。拒否の場合には、提供者は、支払サービス監督法28条による異議申立の可能性と差止請求法14条による調停組織に依頼する可能性を指示せねばならない。4項による期限内に行使された償還を拒否する、提供者の権利は、2文の場合には拡張されない。
 - (6) 1項は、振替が、支払人の自己の提供者に対する直接の事後追認によって権限付与された場合には、適用されない。
- 675 y 条** 支払委託の実行がなされないか瑕疵ある場合の支払サービス提供者の責任、調査義務
- (1) 支払処理が支払人から発動された場合、支払人は、支払委託の実行がなされないか瑕疵ある場合に自己の支払サービス提

供者から、支払額の遅滞なくかつ控除されない償還を請求できる。当該額が支払人の支払口座に借方記入されている場合には、この支払口座は、瑕疵ある支払がなければ存したであろう状態に原状回復されねばならない。支払額から、675q条1項に反して、対価が控除された場合には、支払人の支払サービス提供者は、控除された額を、受取人に遅滞なく送付せねばならない。支払人の提供者が、支払額が適時にかつ控除なく受取人の提供者に到達したことを立証した場合には、本項による責任は消滅する。

(2) 支払処理が、受取人からもしくは受取人を介して発動した場合には、受取人は、支払委託の実行がなされないか瑕疵ある場合に、自己の提供者がこの支払委託を遅滞なく、必要ならば新たに、支払人の提供者に送付することを請求できる。受取人の提供者が、自己が、受取人に対して支払処理の実行に際して負う義務を履行していることを立証した場合には、支払人の提供者は、支払人に対して、必要ならば遅滞なく控除されない支払額を、1項1文2文と同様に、償還せねばならない。支払額から675q条1項2項に反し、対価が控除された場合には、受取人の提供者は、受取人に、控除された額を遅滞なく利用できるようにせねばならない。

(3) 利用者の自己の提供者に対する、1項1文2文と2項2文による請求権は、支払委託が、利用者により提示された瑕疵ある顧客標識に対応して実行されたものである場合には、存しない。しかし、この場合に、支払人は、自己の提供者に、支払額をできる限り回復するよう請求できる。提供者は、利用者と支払サービス枠契約においてこの回復の対価を合意することができる。(4) 利用者は、自己の提供者から、1項2項による請求権を越えて、提供者が支払委託の実行がなされないか瑕疵ある場合に関連して請求もしくは支払口座に借方記入したところの対価と利息の償還を請求できる。

(5) 支払委託の実行がなされないか瑕疵ある場合、自ら支払処理を発動させもしくは自らを介して発動させた、利用者の提供者は、自己の利用者の請求により、支払処理を調査し、自己の利用者にその結果を報告せねばならない。

675z条 支払委託の実行がなされないかもしくは瑕疵ある場合または権限付与がない支払の場合の、その他の請求権

675u条と675v条は、そこで規定されている、支払サービス利用者の請求権に関しては、完結的である。提供者が利用者

に対して、支払委託の実行がなされないか、瑕疵ある実行により生じた損害についての責任で、675 y 条によってカバーされていないものは、一二五〇〇ユーロに限定することができる、このことは、故意、重過失の責任、利息責任、提供者が特に引き受けた危険については妥当しない。この場合に、提供者は、中間に介入した機関の過失につき自己の過失と同様に責めを負う、ただし、利用者が指示した中間介入組織に主たる原因がある場合を除く。3 文後段の場合には、利用者が指示した中間組織が利用者の提供者に代わり責めを負う。675 y 条 3 項 1 文は、2 文から 4 文までによる提供者の責任に準用される。

676 条 支払処理実行の立証

利用者とその提供者の間で、支払処理が正常に実行されたかに争いがある場合には、提供者は、支払処理が、正常に記録され、記帳され、障害により妨げられなかったことを立証せねばならない。

676 a 条 調整請求権

675 y 条と 675 z 条による支払サービス提供者の責任の原因が、別の提供者のもしくは中間介入組織の責任領域にある場合には、提供者は、675 y 条と 675 z 条による利用者の請求権の履行により自己に生じた損害の賠償を、別の提供者もしくは中間介入組織に請求することができる。

676 b 条 権限付与がないまたは瑕疵ある支払処理実行の通知

(1) 利用者は、自己の提供者に対して、権限付与のないもしくは瑕疵ある支払処理を確認した場合には遅滞なくその旨を通知せねばならない。

(2) 利用者の提供者に対する本款による請求権と抗弁は、利用者が自己の提供者に、権限付与のないもしくは瑕疵ある支払処理による借方記入後遅くとも一三ヶ月までにその旨を通知しない場合には、排除される。この期間は、提供者が利用者に民法施行法 248 条 7、10 もしくは 14 による支払処理に関する教示をした場合にのみ進行する、そうでない場合には、期間進行は、教示の日が基準となる。

(3) 675 z 条 1 文に規定されている、利用者の提供者に対する、権限付与がないか、瑕疵ある支払処理にもとづく、請求権

説

以外については、2項は、利用者がこの請求権を期間経過後も、期間遵守について、自己の過失なく、妨げられた場合には、行使できるという基準で妥当する。

676c 責任排除

本章による請求権は、請求権を根拠づける事実が以下の場合には、排除される。

1. それが、異常で予見不能な事実に由来する場合、この事実を援用する当事者がその事実に影響を与えておらず、かつその結果は、しかるべき注意を用いても回避できなかったであろう場合、

2. あるいは、それが、提供者により、法律上の義務にもとづき引き起こされた場合。

(訳注) 支払サービス指令の監督法の部分は、支払サービス監督法 (Zahlungsdienstaufsichtsgesetz — ZAG) という特別法により国内法化されている。

〈資料三〉関連指令リストと本指令英独仏3カ国語版の用語対照リスト

95/46/EC：個人データの加工に関する個人の保護と、かようなデータの自由な移動に関する1995年10月24日の欧州議会と理事会の指令

97/5/EC：域内口座振込に関する1997年1月27日の欧州議会と理事会の指令

97/7/EC：遠隔契約における消費者の保護に関する1997年5月20日の欧州議会と理事会の指令

2000/46/EC：電子マネーを発行し、電子マネー機関の設立、運用と監督規定に関する2000年9月18日の欧州議会と理事会の指令

2002/65/EC：消費者金融サービスの遠隔マーケティングに関する2002年9月23日の欧州議会と理事会の指令

2005/60/EC：マネーロンダリングもしくはテロリスト金融の目的での金融制度の利用の防止に関する2005年10月26日の欧州議会と理事会の指令

2006/48/EC：信用機関の設立と運用に関する2006年6月14日の欧州議会と理事会の指令

2007/64/EC：本指令

2009/111/EC：3条において、本指令1条1項(a)を改正

* 以下の指令からの引用条数等は主要な箇所のみで、網羅的ではない。

* 英独仏の表現を比較すると、ドイツ語がやや意訳的になっている点が多いと感ぜられる。

agent, Agent, agent：代行者（4条22）

authentication, Authentifizierung, authentication：認証（支払サービス提供者による支払手段等の検証手続、4条19）

authorisation, Zulassung, agreement：

1. 認可（支払機関としての認定、5条タイトル）

authorisation, Autorisierung, autorisation

2. 権限付与（支払サービス利用者による支払処理実行の同意、第4編第2章表題）

* 独仏語による指令は上記のように、二つの場合に応じて用語を区別している。

automated teller machine, multifunktionaler Bankautomat, distributeur automatique de billets：現金自動出納機（3条19）

basic information, grundlegende Information, information de base：基本情報（前加文（28））

bill-paying service, Bezahldienst, service de paiement de factures：請求書支払サービス（前加文（7））

block, sperren, bloquer：利用制限（42条5項(b)）

branch, Zweigniederlassung, succursale：支店（4条29）

burden of proof, Beweislast, charge de la preuve：立証負担（33条）

business day, Geschäftstag, jour ouvrable：営業日（4条27）

clearing house, Clearingstelle, chambre de compensation：クリアリングハウス（3条(h)）

記

collection order, Inkassoauftrag, ordre de débit : 振替委託 (前加文 (43))

commercial agent, Handelsagent, agent commercial : 商事代理人 (3条(b))

competent authority, zuständige Behörde, autorité compétente : 管轄当局 (第2編第3節タイトル)

體

* 吉村・白神は、「所管当局」と訳出

compromise, missbrauchen, risque d'utilisation frauduleuse : 危険化させる (前加文 (32))

consent, Zustimmung, consentement : 同意 (54条タイトル)

consumer, Verbraucher, consommateur : 消費者 (4条(1))

contingent credit, Gutschrift unter Vorbehalt, crédit de manière conditionnelle : 暫定信用 (前加文 (37))

credit institution, Kreditinstitut, les établissements de crédit : 信用機関 (1条1項(a))

* 吉村・白神120頁注2は「銀行」

credit line, Kreditlinie, une ligne de crédit : 与信枠 (55条2項)

credit transfer, Überweisung, virement : 口座振込 (付録3)

currency conversion, Währungsumrechnung, conversion monétaire : 通貨交換 (49条タイトル)

cut-off time, ein bestimmter Zeitpunkt, une heure limite : 締切時点 (64条)

* 吉村・白神156頁注167では「受付締切時間」

deposit, hinterlegen, déposer : 預ける (9条1項(a))

derogation, Ausnahme, dérogation : 特別、適用排除 (34条)

direct debit, Lastschrift, prélèvement : 口座振替 (4条(28))

distance contract, Vertragsabschlüsse im Fernabsatz, contrats à distance : 遠隔契約 (前加文 (56))

durable medium, dauerhafter Datenträger, support durable : 耐久性ある媒体 (4条(25))

- electronic payment instrument, elektronische Zahlungsinstrumente, instruments de paiement électronique : 電子支払手段 (前加文 (3))
- electronic money institution, E-Geld-Institute, les établissements de monnaie électronique : 電子マネー機関 (1条1項(b))
- essential information, wesentliche Information, information essentielle : 本質的情報 (25条4項)
- exchange rate, Wechselkurs, le taux de change : 為替レート (37条1項(d))
- execution time, Ausführungsfrist, le délai d'exécution : 実行期間 (37条1項(b))
- finality, Endgültigkeit, caractère définitif : フライナリテア (前加文 (38))
- financial institution, Finanzinstitute, établissements financiers : 金融機関 (88条2項)
- financial year, Geschäftsjahr, exercice : 財務年 (5条(b))
- fixed period, eine bestimmte Laufzeit, une durée déterminée : 期間の定め (45条2項)
- four-party card scheme, die Vier-Parteien-Kartensysteme, les systèmes de cartes faisant intervenir quatre parties : 四当事者カードスキーム (前加文 (16))
- * 吉村・白神150頁では、「複数のクレジットカード業者等の間で資金決済を行うシステム」と説明される。
- framework contract, Rahmenvertrag, contra-cadre : 枠契約 (4条12)
- fraudulent use, betrügerische Verwendung, utilisation frauduleuse : 詐欺的利用 (55条2項)
- freedom to provide service, Dienstleistungsfreiheit, régime de libre prestation de services : サービス提供の自由 (10条9項)
- fund, Geldbetrag, fonds : 資金 (4条15)
- good practice, die gute Praxis, les bonnes pratiques : よい慣行 (前加文 (19))
- group, Gruppe, groupe : 企業集団 (4条30)
- home Member State, Herkunftsmitgliedstaat, État membre d'origine : 本国加盟国 (4条1)

記

host Member State, Aufnahmemitgliedstaat, État membre d'accueil : 受入先加盟国 (4条2)

indefinite period, auf unbestimmte Zeit, une durée indéterminée : 期間の定めのない (45条2項)

initial capital, Anfangskapital, capital initial : 当初資本 (5条(c))

體

irrevocability, Unwiderruflichkeit, irrevocabilité : 非撤回可能性 (66条タイトル)

information requirement, Informationspflicht, exigences en matière d'informations : 情報提供要件 (第3編タイトル)

informed decision, in Kenntnis der Sachlage zu entscheiden, une décision en connaissance de cause : 情報を提供された上で
の判断 (34条1項(a))

intermediary, zwischengeschaltete Stelle, qualité d'intermédiaire : 中介者 (3条(1))

low-value payment instrument, Kleinbetragszahlungsinstrumente, les instruments de paiement relatifs à des montants faibles :

低価値支払手段 (34条タイトル)

maximum execution time, maximale Ausführungsfrist, le délai d'exécution maximal : 最大実行時間 (37条1項(b))

means of distance communication, Fernkommunikationsmittel, moyen de communication à distance : 遠隔通信手段 (4条24)

micro enterprise, Kleinunternehmen, microentreprise : 小企業 (4条26)

misappropriation, missbräuchliche Verwendung, détournement : 悪用 (56条1項(b))

money remittance, Finanztransfer, transmission de fonds : 送金 (4条13)

notification deadline, Anzeigefrist, le délai de notification : 通知期限 (前加文 (31))

out-of-court resolution of conflict, Verfahren zur Beilegung von Streitigkeiten, résolution extrajudiciaire des litiges : 裁判外紛

争解決 (前加文 (51))

own fund, Eigenmittel, fonds propres : 自己資金 (7条)

paper cheque, Papierscheck, un chèque papier : 紙小切手 (3条(9)(i))

- payee, Zahlungsempfänger, bénéficiaire : 受取人 (4条8)
- payer, Zahler, payeur : 支払人 (4条7)
- payment account, Zahlungskonto, compte de paiement : 支払口座 (4条14)
- payment institution, Zahlungsinstitut, établissements de paiement : 支払機関 (4条4)
- * 吉村・白神120頁は「決済サービス機関」
- payment instrument, Zahlungsinstrument, instrument de paiement : 支払手段 (4条23)
- * フ氏では、支払認証手段 (8675j など)
- payment order, Zahlungsauftrag, ordre de paiement : 支払委託 (4条16)
- * 吉村・白神は、「決済指図」
- payment promise, Zahlungsverprechen, une promesse de paiement : 支払約束 (前加文 (37))
- payment service, Zahlungsdienst, services de paiement : 支払サービス (4条3)
- payment service provider, Zahlungsdienstleister, prestataire de services de paiement : 支払サービス提供者 (4条9)
- payment service user, Zahlungsdienstnutzer, utilisateur de services de paiement : 支払サービス利用者 (4条10)
- payment system, Zahlungssystem, système de paiement : 支払システム (4条6)
- payment transaction, Zahlungsvorgang, opération de paiement : 支払処理 (4条5)
- * 吉村・白神121頁注6は「決済取引」、高橋ほか・イツク [第4版] (平田) 213頁では「支払過程」
- period of notice, Kündigungsfrist, un délai de préavis : 告知期間 (45条1項)
- personal identity number, persönliche Identifikationsnummer, numéro d'identification personnel : 個人特定番号 (前加文 (37))
- personalised security features, personalisierte Sicherheitsmerkmale, dispositifs de sécurité personnalisés : 個人化された安全特徴 (4条19)

記

* 吉村・白神154頁注162では、「本人確認手段」

point in time of irrevocability; Zeitpunkt, an dem die Unwiderruflichkeit eintritt; le moment d'irrévocabilité; 撤回不可時点 (54条3項)

體

point in time of receipt; Zeitpunkt, ab dem ein Zahlungsauftrag eingegangen gilt; moment de réception; 受領時点 (42条2項

(d))

post office giro institution, Postscheckämter, les offices de chèques postaux; 郵便局振替機関 (前加文 (8))

postal money order, Postanweisung, un mandat postal; 郵便為替 (3条8(a)(ii))

pre-financing, Vorfinanzierung, une avance; 事前金融 (前加文 (37))

prepaid payment instrument, Zahlungsinstrumente auf Guthabenbasis, les instruments de paiement prépayés; 前払支払手段 (34条2項)

principle of subsidiarity, Subsidiaritätsprinzip, principe de subsidiarité; 補充性の原則 (前加文 (60))

principle of proportionality, Grundsatz der Verhältnismäßigkeit, principe de proportionnalité; 比例性の原則 (前加文 (60))

prior information, vorvertragliche Unterrichtung, information préalable; 事前の情報提供 (31条)

professional secrecy, Berufsgeheimnis, secret professionnel; 職業上の秘密 (22条)

qualifying holding, qualifizierte Beteiligung, une participation qualifiée; 一定の規模での保有 (5条(b))

redress, Streitbeilegung, recours; 補償、救済 (第4編第5章タイトル)

reference exchange rate, Referenzzinssatz, taux d'intérêt de référence; 参照交換率 (4条20)

remittance service, Finanztransferdienst, services de transmission de fonds; 送金サービス (前加文 (15))

refund, Erstattung, Remboursements; 返金 (62条, 63条)

repayable fund, rückzahlbare Gelder, fonds remboursable; 払戻し可能な資金 (16条2項)

- revocation, Widerruf, révocation : 撤回 (前加文 (38))
- right of establishment, Niederlassungsrecht, droit d'établissement : 設立の権利 (25 条タイトル)
- securities settlement system, Wertpapierabwicklungssystem, règlement des opérations sur titres : 有価証券決済システム (3 条 (h))
- series of payment transactions, mehrere Zahlungsvorgänge, une série d'opérations de paiement : 一連の支払処理 (54 条 2 項)
- single payment transaction, Einzelzahlungen, opérations de paiement isolées : 単一支払処理 (第 3 編第 2 章タイトル)
- spending limit, Ausgabobergrenze, une limite de dépenses : 利用上限 (34 条 1 項)
- subparagraph, Unterabsatz, alinea : 副項 (17 条 7 項)
- subsequent information, nachträgliche Information, information fournies par la suite : 事後の情報提供 (前加文 (24))
- three party card scheme, Drei-Parteien-Kartensysteme, les systèmes de cartes faisant intervenir trois parties : 三当事者カードスキーム (前加文 (17))
- transposition period, Umsetzungsfrist, délai de transposition : 国内法化期限 (前加文 (54))
- unauthorised payment transaction, nicht autorisierte Zahlungsvorgänge, opérations de paiement non autorisées : 無権限支払処理 (58 条タイトル)
- unique identifier, Kundenidentifikator, identifiant unique : 単一識別子 (4 条 21)
- * 吉村・白神150頁では、「個人識別情報」
- * 下民では、顧客標識 (§ 675r)
- value date, value dating, Wertstellungsdatum, date de valeur : 付利息日、利息発生起算日 (4 条 17)
- voucher, Gutschein, un titre de service : 有価証券 (3 条 (g)(v))
- wäive, wäiver, absehen, déroger : 適用制限、適用免除 (26 条)

withdrawal (of consent); Entzug, Widerruf, retrait : 取消 (認可 (12条 [authorisation]) の)、撤回 (同意 (54条 [consent]) の)
記

* 英仏は一語、独は場合に応じて訳し分ける。吉村・白神はいずれも「撤回」

論